

2007  
OCTOBER

10

# 道路行政セミナー

ROAD ADMINISTRATION SEMINAR

## 目次

エッセイ 「道」の歌 ー業平の人生、晶子の恋 ..... 松平 盟子 1

### ■ 特集 ■ 改正道路法

改正道路法の施行について ..... 道路局路政課 4  
・道路法、道路法施行令及び道路法施行規則の一部改正の内容  
・都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する  
政令による改正後の道路法施行令・施行規則

平成19年度 「道路ふれあい月間」地方行事報告 ..... 27

道路法令関係Q & A  
道路外利便施設協定とは? ..... 道路局路政課 48

### 訴訟事例紹介

造成中の道路に設けられた仮歩道において原動機付自転車が  
工事用車両に衝突した事故について道路の管理瑕疵が争われた事例 .. 青柳 敬直 51  
ー京都府道 原動機付自転車衝突事故損害賠償請求事件ー

連載 道と思想 (その25) ..... 三木 克彦 61

とんび  
の広場

震災時に安心して帰宅できる道づくり (大阪府) ..... 松本 次朗 65  
～「防災セーフティロード」の整備～

東広島・呉自動車道の思い出 (広島県) ..... 田口 康典 68

時・時・時 ..... 70



道路広報センターホームページ  
(<http://www15.ocn.ne.jp/~roadpr>)にて、  
「道路行政セミナー」創刊号からの  
バックナンバー目次をご覧いただけます。

# 改正道路法の施行について

道路局路政課

## 一 はじめに

本年三月二八日に道路法の一部改正をその内容に含む「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が第一六六回国会において成立し、同月三一日に公布されました(平成一九年法律第十九号。以下「法」という)。

同法は、本年九月二八日に施行され、これにあわせて道路法施行令、道路法施行規則についても改正されましたので、これらの内容について紹介します。

## 二 道路法、道路法施行令及び道路法施行規則の一部改正の内容

### 1 市町村による国道又は

都道府県道の管理の特例制度について法による道路法の改正により、市町村(指定市を除く。)が、当該市町村の区域内の国道(指定区間外に限る。)又は都道府県道の整備又は管理のうち、地域住民の日常生活の安全性、利便性及び快適性の観点から必要な歩行空間の整備等を行うことができるようになりました。

本特例の創設に伴う道路法施行令・道路法施行規則改正の主な内容は次のとおりとなっています。

また、制度の実施手続については、図1を参照

してください。

### (1) 国道又は都道府県道において

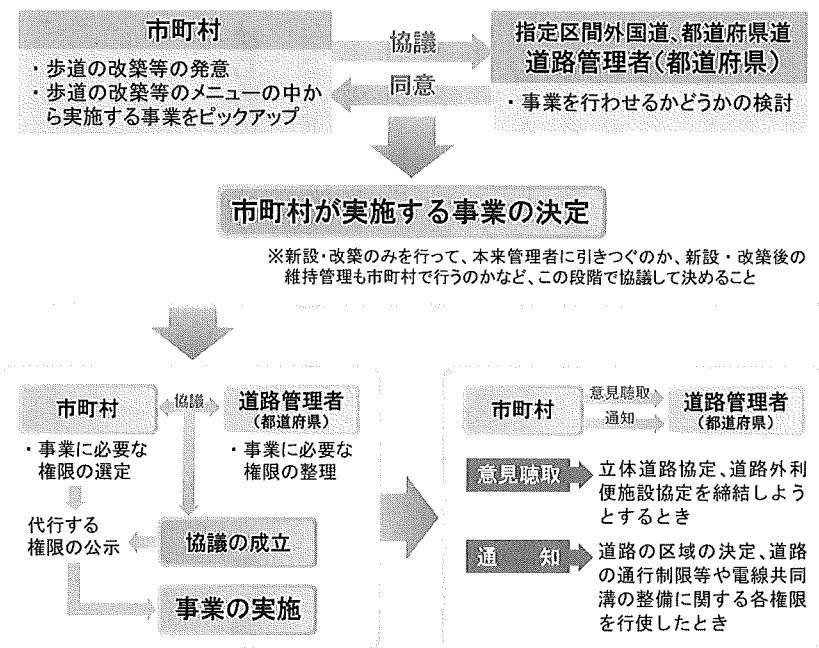
市町村が行うことができる事業

法による改正前の都市再生特別措置法(及び同法施行令)においても一定の事業について、都市再生を図る観点から、都市再生整備区域内の国道又は都道府県道において市町村が行うことができる事業を定めていました。

道路法施行令においては、当該事業のうち、地域住民の日常生活の安全性、利便性及び快適性の観点から必要な事業をピックアップして規定しました。

これにより、都市再生整備区域内だけでなく、全国どこでも道路法(及び同法施行令)の手続きにのっとり、事業の実施が可能となりました。

## 市町村による歩道の新設等の代行制度実施手続図



## 市町村による歩道の新設等の代行の開始から完了までのフロー

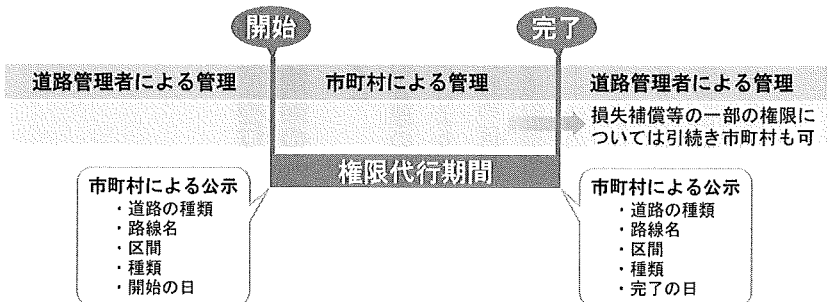


図1

具体的に全国的に実施可能となる事業は、以下のとおりです。

- ① 歩道、自転車道、自転車歩行者道、植樹帯、

路肩、横断歩道橋、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路の新設、

- ② 改築、維持又は修繕

道路の附属物であるさく、並木、街灯、自転車駐車場、電線共同溝又はベンチ若しくはその上屋の新設又は改築

(令第一条の五)

表 改正前の都市再生特別措置法の対象事業と改正後の対象事業の関係について

改正前の都市再生特別措置法に基づく特例の対象となる事業	改正後の道路法に基づく特例の対象となる事業
①歩道、自転車道、自転車歩行者道、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路の新設等	①同左+路肩+植樹帯+横断歩道橋
⑤その他国土交通省令で定める事業 (路肩の改良、舗装又は横断歩道橋の設置)	
②沿道の駐車施設への駐車を待機する自動車により発生する渋滞を解消するための車線の増設	
③電線共同溝の整備	②同左
④道路附属物であるさく、並木、街灯、自動車駐車場、ベンチ・上屋、自転車駐車場の整備	③道路附属物であるさく、並木、街灯、ベンチ・上屋、自転車駐車場の整備

(2) 道路法の規定の適用についての

必要な技術的読替え

市町村が国道又は都道府県道の管理を行う場合における道路法の規定の適用についての必要な技術的読替えとして、道路法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が権限代行することができ、道路管理者が「道路管理者」を「道路管理者又は指定市以外の市町村（道路管理者等）」と読み替えることとしました。

(令第一条の六第二項関係)

(3) 市町村が道路管理者に代わって行う権限

市町村が道路管理者に代わって行うことができ、市町村が道路管理者に代わって行うことができる権限については、1の事業を実施するにあたって必要な権限（例えば歩道の拡幅に伴う道路区域の変更の権限や工事に伴う通行制限の権限など）としました。

(令第四条の二関係)

(4) 市町村が権限代行を行う場合の

道路管理者の手続き

① 道路管理者への意見聴取を行わなければならない権限

市町村は、道路一体建物に関する協定や利便施設協定の締結を行うおとすときは、道路管理者への意見聴取を行わなければならないこととしました。

(第六条第一項関係)

② 道路管理者への通知を行わなければならない権限

市町村は、道路の区域の決定又は変更等の一定の権限を行使したときは、道路管理者への通知を行わなければならないこととしました。

(令第六条第三項関係)

(5) 電線共同溝の新設又は改築を行う場合における

建設負担金、占用負担金、管理負担金の取扱い

電線共同溝の建設負担金は、電線共同溝の占用予定者が、電線共同溝の建設によって支出を免れることとなる推定の投資額等を勘案して政令で定めるところにより算出した額の費用を負担するものです。

この納付は、電線共同溝整備計画（当該計画に記載されている年度ごとの事業計画）に応じて、建設負担金の納付額を定め、道路管理者が定める期限までに行わなければならないこととされています（電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令（平成七年政令第二百五十六号）第四条第一項）。

したがって、通常、負担金は道路管理者に納付されることとなりますが、市町村が法第十七条第三項の規定により電線類地中化を実施する場合には、建設負担金の趣旨に照らせば、道路管理者の権限を代行して事業を実施した市町村に当該負担金は帰属すべきものであることから、当該

負担金に相当する額を道路管理者が徴収した場合には、当該道路管理者は、当該負担金に相当する額を当該負担金の徴収後直ちに市町村に支払わなければならないこととしました。

また、電線共同溝の占用負担金、管理負担金についても建設負担金と同様のものであり、これらについても、これらの負担金に相当する額を当該負担金徴収後直ちに市町村に支払わなければならないこととしました。

(令第六条第四項関係)

(6) 市町村が国道又は都道府県道の歩道の新設等

を行おうとする場合、及び当該歩道の新設等を完了した場合の公示

道路法第十七条第四項の規定により、市町村が、国道又は都道府県道の歩道の新設等を行おうとする場合、及び当該歩道の新設等を完了した場合については、その旨を公示すべきものとされており、当該公示の内容については、以下のとおりです。

- イ 道路の種類
- ロ 路線名
- ハ 国道の新設等の区間
- ニ 国道の新設等の種類
- ホ 国道の新設等の開始の日（終了の日）

(規則第一条の四)

2 市町村による歩行安全改築の要請制度について

法による道路法改正により、市町村（指定市を含む。）は、当該市町村の区域内に存する道路の道路管理者に対し、道路の附属物である自転車駐車場の道路上における設置その他の歩行者の安全の確保に資するものとして政令で定める道路の改築（以下「歩行安全改築」という。）を行うことを要請することができますようになりました。

本特例の創設に伴う道路法施行令・道路法施行規則改正の主な内容は次のとおりとなっています。

また、制度の実施手続については、図2を参照してください。

(1) 市町村が国道又は都道府県道（自動車専用道路及び自転車専用道路を除く。）の道路管理者に対し要請することができる歩行者の安全の確保に資する道路の改築について

市町村が国道又は都道府県道の道路管理者に対し要請することができる歩行者の安全の確保に資する道路の改築（歩行安全改築）は以下のとおりとなります。

- イ 道路の附属物である自転車駐車場の道路上における設置
- ロ 突角の切取り又は歩道の拡幅（いずれも道路の交差部分及びその付近の道路におけるものに限る。）

ハ 横断歩道橋の設置

(2) 歩行安全改築の内容について

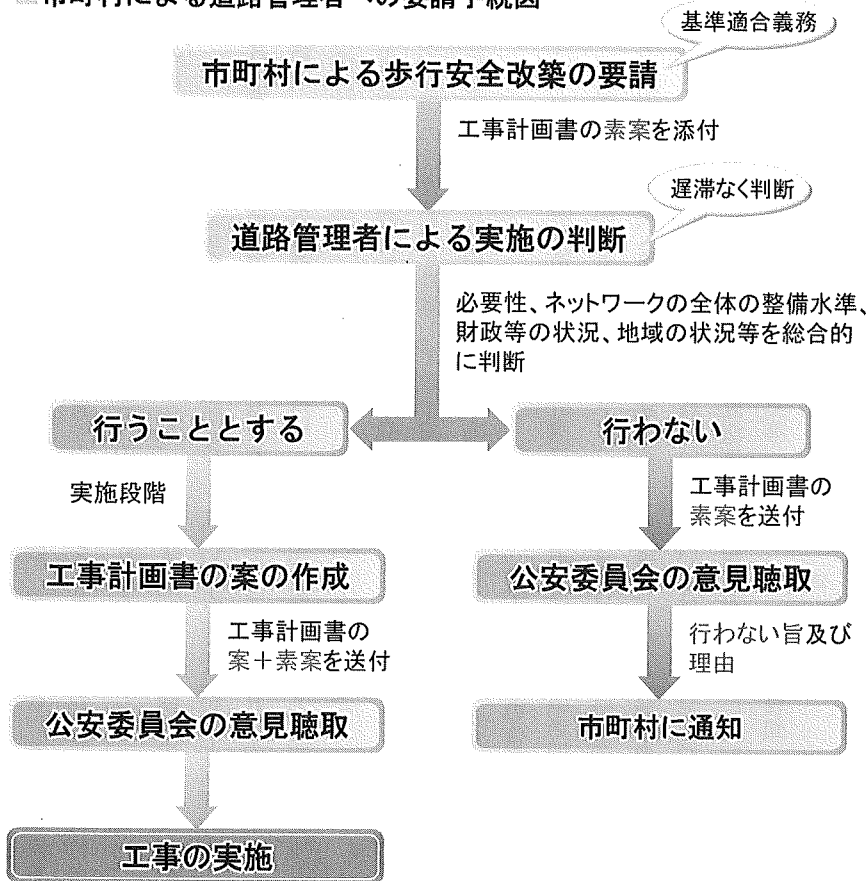
市町村が道路管理者に対し歩行安全改築を要請

（令第三十五条の二関係）

する場合における当該要請書の内容は、以下のとおりとなります。

イ 要請の対象となる道路の種類、路線名及び区間

■市町村による道路管理者への要請手続図



工事の具体的な実施時期等については、当該年度の予算等を勘案し、公安委員会、市町村等と相談の上決定。

図2

ロ 歩行安全改築の内容  
 ハ イの区間において歩行安全改築の要請をする理由  
 (規則第四条の十二)

### 3 道路外利便施設管理制度について

法による道路法改正により、道路管理者は、その管理する道路に並木、街灯その他道路の通行者又は利用者の利便の確保に資する一定の工作物又は施設を設けることが当該道路の構造又は周辺の土地利用の状況により困難である場合において、当該道路の通行者又は利用者の利便の確保のため必要があると認めるときは、当該道路の区域外にあるそれらの工作物又は施設（以下「道路外利便施設」という。）について、道路外利便施設所有者等との間において、協定を締結して、当該道路外利便施設の管理を行うことができることとなりました。

本特例の創設に伴う道路法施行令・道路法施行規則改正の主な内容は次のとおりとなっております。

また、制度の実施手続については、図3を参照してください。

- (1) 道路管理者が協定を締結して管理することができる道路外利便施設について

道路管理者が協定を締結して管理することが

道路外利便施設協定締結の手続図

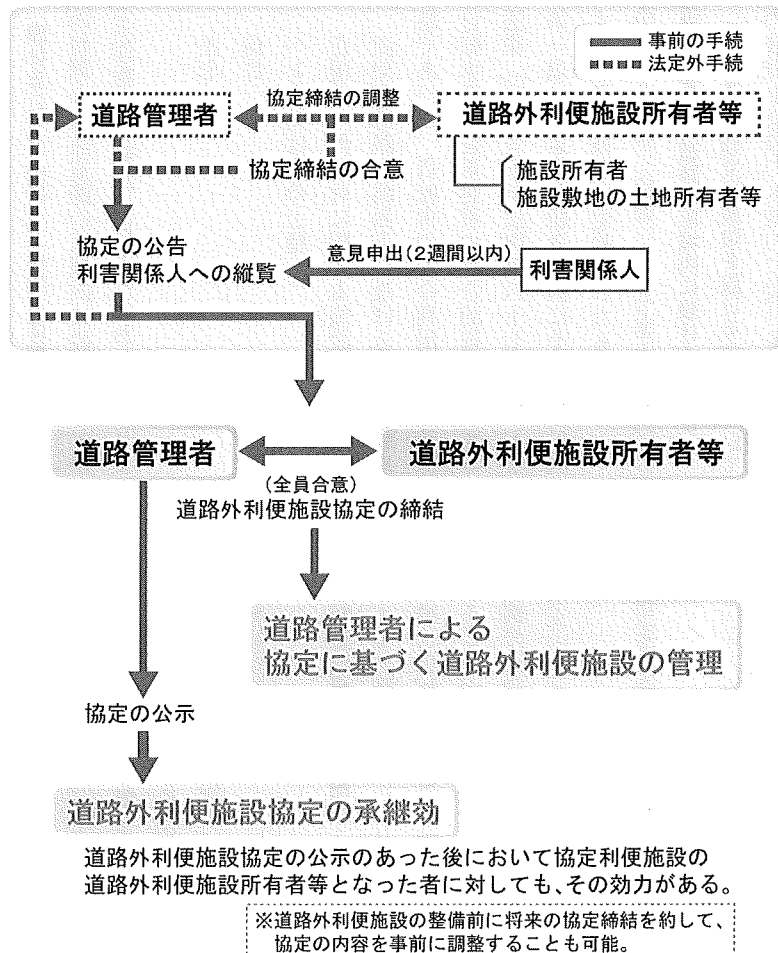


図 3

きる道路外利便施設は以下のとおりとなります。

- イ 並木
- ロ 街灯

ハ 道路に沿って設けられた通路で、専ら歩

行者又は自転車等の一般交通の用に供するも

の(当該通路に設けられた工作物又は施設のうち、アーケード、雪よけ又は雨よけ)

- ニ 道路の通行者又は利用者の一般交通に關し案内を表示する標識

ホ 自動車駐車場又は自転車駐車場(いずれ

も道路に接して設けられたものに限る。)

へ 道路の歩行者の休憩の用に供するベンチ  
又はその上屋

ト 花壇その他道路の緑化のための施設

チ 道路に接して設けられた公衆便所

(法第四十八条の十七、令第三十五条の三、規則

第四条の十六関係)

(2) 道路管理者による協定締結の公告及び

協定締結後の公示について

道路管理者による、道路外利便施設所有者との間に道路外利便施設協定を締結しようとするときの公告及び締結したときの公示の内容は以下のとおりとなります。

イ 利便施設協定の名称

ロ 協定利便施設の名称及びその所在地

ハ 利便施設協定の有効期間

ニ 利便施設協定の写しの閲覧の場所

(令第四条の十七)

4 NPO等による道路占用の特例について

法による道路法改正により、並木や街灯など道路の管理上当該道路の区域内に設けることが必要な一定の工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動法人等が設けるものための道路の占用については、道路法第三十三条第一項の政令で定める基

準に適合していれば、道路の敷地外に余地がなく

やむをえない(無余地性の原則)場合でなくても、許可を与えることができるとなりました。

本特例の創設に伴う道路法施行令・道路法施行規則改正の主な内容は次のとおりとなっています。

(1) 道路の管理上当該道路の区域内に

設けることが必要な工作物又は施設について

道路の管理上当該道路の区域内に設けることが必要な工作物又は施設は以下のとおりとなります。

イ 並木

ロ 街灯

ハ ベンチ又はその上屋

ニ 花壇その他これに類する施設

ホ 高架の道路の路面下に設ける自転車駐車場であつて、自転車の安全利用の促進及び

自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和五十五年法律第八十七号)第七条

第一項に規定する総合計画にその整備に関する事業の概要が定められたもの

(法第三十三条第二項第二号、令第十六条の二)

(2) 道路の管理上当該道路の区域内に設けることが

必要な工作物又は施設を設ける主体について

道路の管理上当該道路の区域内に設けることが必要な工作物又は施設を設けることができる主体は以

下のとおりとなります。

イ 道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とするNPO

ロ 道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする民法第三十四条法人

ハ 営利を目的としない法人格を有しない社

団であつて、代表者の定めがあり、かつ、道路の清掃を行うことを目的とするもの

ニ 道路交通環境の向上を図る観点から必要と認められる活動を実施する社団であつて、道路管理者が指定したものの

(法第三十三条第二項第二号、規則第四条の四の九)

5 有料駐輪場制度の創設

法による道路法改正により、道路管理者は自転車駐車場に自転車を駐車させる者から駐車料金を徴収することができることとなりました。

本特例の創設に伴う道路法施行令・道路法施行規則改正の主な内容は次のとおりとなっています。

(1) 指定区間内の国道に有料の自転車駐車場を

設ける場合の告示等について

国土交通大臣は、指定区間内の国道に設けられる道路の附属物である自転車駐車場に自転車を駐車させる者から駐車料金を徴収しようとする場合

においては、当該自転車駐車場の名称及び位置、駐車料金の額、駐車することができる時間並びに駐車料金の徴収開始の日を告示しなければならぬこととなります。

(令第三条の二)

(2) 駐車料金を徴収することが

できない自転車について

駐車料金を徴収することができない自転車は、道路の改築、修繕、災害復旧に関する工事、道路の維持その他特別の理由に基づき当該自転車駐車場に駐車することがやむを得ないと認められる自転車で、国土交通大臣が定めることとなります。

(令第三条の三)

(3) 道路管理者による有料自転車駐車場を供用する

場合の必要な事項の標識による表示等について

道路管理者が有料自転車駐車場を供用する場合には、必要な事項を表示するため、標識を設置しなければならないこととなっています。

当該標識に記載すべき事項は以下のとおりとなります。

イ 駐車料金の額

ロ 駐車することができる時間

ハ 駐車料金の徴収方法

ニ 割増金の徴収に関する注意事項

ホ その他自転車駐車場の利用に関し必要と

認められる事項

また、標識は自転車駐車場利用者の見やすい場所に設けなければならないこととなります。

なお、これらは道路管理者が有料自転車駐車場を供用する場合に必要な標識の明示事項及び場所と同様となります。

### 三 その他の改正について

これらの他1～5の改正にあわせて必要な改正を道路法施行令、道路法施行規則中において行いました。

別添の新旧対照表を参照してください。



都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う

関係政令の整備に関する政令による改正後の道路法施行令

(都道府県等が行う国道の新設又は改築)

第一条 道路法(以下「法」という。)第十二条ただし書の政令で定める特別の事情は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 道路法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第六十三号)による改正前の法(次号において「改正前の法」という。)第十三条第一項の規定により都道府県知事が施行した工事と一体として施行する必要があること。

四 改正前の法第十三条第一項の規定により都道府県知事が工事を施行するため調査、測量、設計その他の工事の準備を行ったこと。

五 法第五条第一項の規定による指定があつた日(次号において「指定日」という。)前に法第十五条の規定により都道府県が工事を施行するため調査、測量、設計その他の工事の準備を行ったこと。

六 (略)

2 (略)

3 第一項(第三号及び第四号を除く。)の規定は、法第十七条第三項の規定により指定市以外の市町村が国道の新設又は改築を行う場合について準用する。この場合において、第一項第一号中「都道府県知事又は都道府県」とあるのは「指定市以外の市町村の長又は指定市以外の市町村」と、同項第五号及び第六号中「都道府県」とあるのは「指定市以外の市町村」と読み替えるものとする。

(都道府県又は指定市による指定区間内の国道の管理の告示)

第一条の四 国土交通大臣は、法第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の管理を都道府県又は指定市が行うこととする場合においては、

あらかじめ、管理の区間、管理の内容、管理の始期及び管理者を告示しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により告示した事項を変更する場合においては、あらかじめ、その旨を告示しなければならない。

(指定市以外の市町村が行うことができる国道又は都道府県道の新設等)

第一条の五 法第十三条第三項の政令で定める国道若しくは都道府県道の新設、改築、維持若しくは修繕又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物の新設若しくは改築は、次に掲げるものとする。

一 歩道、自転車道、自転車歩行者道、植樹帯、路肩、横断歩道橋、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路の新設、改築、維持又は修繕

(管理の特例の場合の読替規定)

第一条の六 法第十七条第一項又は第二項の場合における同条第五項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句	
第十三条第三項、第十八条第一項、第五十条第一項、第五十三条第一項、第九十六条第二項	都道府県	指定市 場合	指定市以外の市 場合
		法第十七条第一項の場合	法第十七条第二項の場合



第十八条第一項	第十六条又は 「道路管理者」という。	第十七条第二項の規定により 管理を行う市をいう。
第二十一条、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の二第一項及び第三項、第二十四條の三、第三十二條、第三十三條第一項、第三十四條から第三十六條まで、第三十八條、第三十九條第一項、第四十條第二項、第四十一條、第四十二條第一項、第四十四條の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五條第一項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條の六、第四十七條の七第一項、第四十八條の十七第一項、第五十六條、第五十七條、第五十八條第一項、第五十九條第三項、第六十條、第六十一條第一項、第六十二條、第六十六條第一項、第六十七條の二から第六十九條まで、第七十條第一項、第三項及び第四項、第七十一條第一項か	道路管理者 決定して	道路管理者等 決定し、道路管理者は

<p>から第五項まで、第七十二條第一項及び第三項、第七十三條第二項及び第三項、第八十六條第二項、第八十七條第一項、第九十一條第一項から第三項まで、第九十二條第四項、第九十三條、第九十五條の二第一項及び第二項前段、第九十六條第五項</p>	<p>道路の 駐車料金</p>	<p>道路管理者にあつては道路の</p>
<p>第二十四條の二第一項</p>	<p>道路管理者</p>	<p>当該占用料を徴収する道路管理者等</p>
<p>第三十九條第二項</p>	<p>道路管理者は、第四十六條第一項</p>	<p>道路管理者等は、道路管理者等</p>
<p>第四十七條の四第一項</p>	<p>道路管理者は、第四十六條第一項</p>	<p>道路管理者等は、道路管理者等</p>
<p>第四十七條の七第二項</p>	<p>協定を</p>	<p>道路管理者等が協定を</p>
<p>第四十八條の十四第一項</p>	<p>道路管理者は、</p>	<p>道路管理者等は、道路管理者が</p>
<p>第四十八條の十八第一項及び第三項</p>	<p>、利便施設協定を</p>	<p>、道路管理者等が利便施設協定を</p>

第四十九条	道路の管理に関する	歩道の新設等に要する
第五十条第一項	当該道路の道路管理者 都道府県が当該 当該都道府県	指定市以外の市町村 指定市以外の市町村が当該 当該指定市以外の市町村
第五十条第二項	ものにあつては都道府県	もの（指定市以外の市町村 が行う歩道の新設等に要す る費用を除く。）にあつては 都道府県の負担とし、指定 区間外の国道に係るもので 指定市以外の市町村が行う 歩道の新設等に要する費用 にあつては当該指定市以外 の市町村
第五十条第三項及び第四項、 第五十三条第二項	他の都道府県	都道府県
第五十条第三項	当該国道の所在する都道府 県	指定市以外の市町村で当該 国道の所在するもの
第五十条第四項	国道の所在する都道府県	指定市以外の市町村で、国道 の所在するもの
第五十三条第二項	関係都道府県	当該指定市以外の市町村及 び関係都道府県
第五十三条第二項	都道府県が	指定市以外の市町村が
第六十一条第二項	道路管理者 都道府県に	指定市以外の市町村に 当該負担金を徴収する道路 管理者等

第六十四条第一項	連結料並びに	連結料、
第七十三条第一項	道路管理者	負担金等を徴収すべき道路 管理者等
第七十四条第二項	道路管理者は、当該国道を 新設し、又は改築しようと する場合において	新設又は改築をしようとす る指定市以外の市町村
第七十五条第一項	当該指定区間外の国道の道 路管理者	指定市以外の市町村
第七十五条第二項	都道府県道及び指定市の市 道に関し、都道府県知事は 指定市の市道以外の市町村 道に関し、次の各号に掲げ る場合においては、それぞ れ当該道路の道路管理者	都道府県道に関し、次に 掲げる場合においては、指 定市以外の市町村
第七十五条第四項及び第五 項、第七十六条、第八十五 条第三項	道路管理者	指定市以外の市町村
第七十六条	次に掲げる事項を都道府県 である場合にあつては国土	第一号、第二号及び第四号 に掲げる事項（同号に掲げ

第九十六条第二項	交通大臣に、市町村である場合にあっては都道府県知事	る事項にあっては、第三十条第二項の規定により定められた条例に限る。）を国土交通大臣
	又は市町村である道路管理者 又は市町村に 都道府県である道路管理者 又は市町村に	若しくは市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村 都道府県である道路管理者又は指定市以外の市町村

(指定区間内の国道に附属する有料の自動車駐車場)

又は自転車駐車場の名称等の告示

第三条の二 国土交通大臣は、法第二十四条の二第一項の規定により指定区間内の国道に附属する自動車駐車場又は自転車駐車場に自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第三項に規定する原動機付自転車（以下単に「原動機付自転車」という。）を含む。次条及び第三十九条第二項第五号において同じ。）又は自転車を駐車させる者から駐車料金を徴収しようとする場合においては、あらかじめ、当該自動車駐車場又は自転車駐車場の名称及び位置、駐車料金の額、駐車することができる時間並びに駐車料金の徴収開始の日を告示しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により告示した事項を変更する場合においては、あらかじめ、その旨を告示しなければならない。

(駐車料金を徴収することができない自動車又は自転車)

第三条の三 法第二十四条の二第一項ただし書の政令で定める自動車又は自転車は、道路の改築、修繕又は災害復旧に関する工事、道路の維持その他特別の理由に基づき当該自動車駐車場又は自転車駐車場に駐車することがやむを得ないと認められる自動車又は自転車で、国土交通大臣が定めるものとする。

(道路管理者の権限の代行)

第四条 法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。

一から十一 (略)

十二 法第四十三条の二の規定により必要な措置をすることを命ずること。

十三 法第四十四条の二第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、法第四十四条の二第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を保管し、法第四十四条の二第三項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公示し、法第四十四条の二第四項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を売却し、及び代金を保管し、並びに法第四十四条の二第五項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を廃棄すること。

十四 法第四十五条第一項又は第四十七条の四の規定により道路標識又は区画線を設けること。

十五 法第四十六条第一項又は第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。

十六 法第四十七条の二第一項及び第二項前段の規定により許可をし、同項後段の規定により協議し、同意し、並びに同条第五項の規定により許可証を交付すること。

十七 法第四十七条の三第一項の規定により必要な措置をすることを命じ、及び同条第二項の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

十八 法第四十七条の七第一項の規定により協議し、協定を締結し、及び道路一体建物を管理すること。

十九 法第四十八条の十七第一項の規定により協定を締結し、及び道路外利便施設を管理すること。

二十 法第五十四条の二第一項の規定により共用管理施設の費用の分担の方法等について協議すること。

二十一 法第六十六条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、若しくは特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者にこれらの行為をさせること。

二十二 法第六十七条の二第一項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させ、同条第二項の規定により意見を聴き、同条第三項の規定により車両を保管し、及び必要な措置を講じ、同条第四項の規定により告知し、必要な措置を講じ、及び公示し、並びに同条第五項の規定により車両を移動すること。

二十三 法第六十八条第一項の規定により災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分し、及び同条第二項の規定により災害の現場に在る者又はその付近に居住する者を防衛に従事させること。

二十四 法第六十九条の規定により損失の補償について損失を受けた者

と協議し、及び損失を補償すること。

二十五 法第七十条の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び補償金を支払い、又は補償金に代えて工事を行うことを要求し、並びに協議が成立しない場合において収用委員会に裁決を申請すること。

二十六 法第七十一条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は法第七十一条第三項前段（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、法第七十一条第二号又は第三号（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）に該当する場合においては、法第七十一条第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は法第七十一条第三項前段の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせることはできない。

二十七 法第九十二条第四項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により不用物件と新たに道路を構成する物件とを交換すること。

二十八 法第九十三条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により不用物件の使用の申出をし、及びその引渡しを受けること。

二十九 法第九十五条の二第一項の規定により意見を聴き、又は通知し、及び同条第二項の規定により協議し、又は通知すること。ただし、法第四十六条第三項又は第四十八条の二第一項若しくは第二項の規定に係るものを除く。

三十 車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第七条第二項の規定により車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定め、及び同令第十條第二項の規定により通行方法を定めること。  
三十一 車両制限令第十一条第一項の規定により他の道路を指定すること。  
三十二 車両制限令第十二條の規定により認定すること。

2 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第二条第一項の規定により告示する工事開始の日から同条第二項の規定により告示する工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前項第二十四号及び第二十五号に掲げる権限は、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

第四条の二 法第二十七條第二項の規定により指定市以外の市町村が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるもののうち、指定市以外の市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。この場合において、当該指定市以外の市町村は、成立した協議の内容を公示しなければならぬ。

一 前条第一項第一号、第三号から第十一号まで、第十三号、第十八号、第十九号、第二十一号から第二十五号まで、第二十七号及び第二十八号に掲げる権限  
二 法第二十一条又は第二十二条第一項の規定により道路の維持を行わせること。

三 法第二十四条本文の規定により道路の維持を行うことを承認し、及び法第八十七條第一項の規定により当該承認に必要な条件を付すること。  
四 法第二十四条の二第一項の規定に基づく自転車駐車場の駐車料金、同条第三項の規定に基づく割増金（自転車駐車場の駐車料金に係るも

のに限る。）、法第三十九條（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく占用料並びに法第四十四条の二第七項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十八條から第六十二条までの規定に基づく負担金（第九号において「駐車料金等」という。）を徴収すること。

五 法第三十二条第五項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議すること。

六 法第四十五条第一項又は第四十七條の四第一項（法第四十六条第一項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合に係る部分に限る。）の規定により道路標識又は区画線を設けること。

七 法第四十六条第一項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。

八 法第七十一条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する処分をし、若しくは措置を命じ、又は法第七十一条第三項前段（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、法第二十四条の規定並びに法第三十二条第一項及び第三項、第三十四条、第三十五条、第三十六条第一項並びに第四十条第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に係るものに限る。

九 法第七十三条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により駐車料金等の納付を督促し、並びに駐車料金等並びに駐車料金等に係る手数料及び延滞金を徴収すること。

十 法第九十一条第一項の規定により許可をすること。

十一 法第九十五条の二第一項（法第四十六条第三項又は第四十七條第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするとき及

び自動車駐車場を設けようとするときに係る部分を除く。）の規定により意見を聴き、又は通知し、及び同条第二項本文（道路の区域を立体的区域として決定し、又は変更しようとするときに係る部分に限る。）の規定により協議すること。

十二 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号。以下「電線共同溝整備法」という。）第四条第四項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により申請を却下すること。

十三 電線共同溝整備法第五条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により意見を聴き、及び電線共同溝整備計画又は電線共同溝増設計画を定めること。

十四 電線共同溝整備法第六条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第十四条第二項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令（平成七年政令第二百五十六号。以下「電線共同溝整備法施行令」という。）第七条第二項第一号の規定による届出を受理すること。

十五 電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項又は第十二条第一項の規定による許可をすること。

十六 電線共同溝整備法第十五条第一項の規定による承認をすること。

十七 電線共同溝整備法第十六条第二項の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

十八 電線共同溝整備法第十八条の規定により意見を聴き、及び電線共同溝管理規程を定めること。

十九 電線共同溝整備法第二十条第二項の規定により必要な指示をすること。

二十 電線共同溝整備法第二十一条の規定による協議をすること。

二十一 電線共同溝整備法第二十六条の規定による処分をすること。

2 前項に規定する指定市以外の市町村の権限は、法第十七条第四項の規定に基づき公示される国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の開始の日から国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日までに限り行うことができるものとする。ただし、前条第一項第二十四号及び第二十五号に掲げる権限は、国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕の完了の日後においても行うことができる。

第五条 一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者が法第二十七条第三項の規定により当該道路の道路管理者に代わつて行う権限は、道路管理者の権限のうち、次に掲げるもの以外のものでこれらの者が道路管理者と協議して定めるものとする。

一～三 (略)

四 法第四十七条の七第二項又は第四十八条の十八第三項の規定により協定を締結した旨を公示し、当該協定の写しを一般の閲覧に供し、及びこれを閲覧に供している旨を掲示すること。

五 法第四十七条の十（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路保全立体区域を指定し、及びこれを公示すること。

六 (略)

(国土交通大臣等が道路管理者の権限を代行する場合における

意見の聴取等)

第六条 国土交通大臣又は指定市以外の市町村は、法第二十七条第一項又は第二項の規定により道路管理者に代わつて法第四十七条の七第一項又は第四十八条の十七第一項の規定による協定を締結しようとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。



2 国土交通大臣は、法第二十七条第一項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は他の工作物の管理者が道路を管理する場合において、これらの者が、同条第三項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つたときも、同様とする。

一 第四条第一項第一号に掲げる権限

二・三 (略)

四 法第四十七条の七第一項又は第四十八条の十七第一項の規定により協定を締結すること。

五 (略)

3 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。

一 第四条第一項第一号、第七号及び第十一号、第四条の二第一項第六号、第七号、第十二号、第十四号から第十七号まで及び第二十一号並びに前項第二号から第五号までに掲げる権限

二 電線共同溝整備法第五条第二項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により電線共同溝整備計画又は電線共同溝増設計画を定めること。

三 電線共同溝整備法第十八条の規定により電線共同溝管理規程を定めること。

四 電線共同溝整備法第二十一条の規定による協議を成立させること。

4 指定市以外の市町村が法第十七条第三項の規定により道路の附属物である電線共同溝の新設又は改築を行う場合において、道路管理者が当該電線共同溝について電線共同溝整備法第七条第一項（電線共同溝整備法第八条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十三条第一

項又は第十九条の規定による負担金を徴収したときは、当該道路管理者は、当該負担金に相当する額を当該負担金の徴収後直ちに当該市町村に支払わなければならない。

（道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等）

第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ

二 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設

三 土石、竹木、瓦その他の工事用材料

四 防火地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第五号の防火地域をいう。以下同じ。）内に存する建築物（以下「既存建築物」という。）を除去して、当該防火地域内にこれに代わる建築物として耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）を建築する場合（既存建築物が防火地域と防火地域でない地域にわたつて存する場合において、当該既存建築物を除去して、当該既存建築物の敷地（その近接地を含む。）又は当該防火地域内に、これに代わる建築物として耐火建築物を建築するときを含む。）において、当該耐火建築物の工事期間中当該既存建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物

五 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築

物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設

六 トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設

七 都市計画法第八条第一項第三号の高度地区（建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。）及び高度利用地区並びに同項第四号の二の都市再生特別地区内の高速自動車国道又は自動車専用道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場

八 道路の区域内の地面に設ける自転車（側車付きのものを除く。以下同じ。）、原動機付自転車（側車付きのものを除く。）又は道路運送車両法第三条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの（いずれも側車付きのものを除く。以下「二輪自動車」という。）を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（第六号に掲げる施設に設けるものを除く。）

九 法第三十三条第二項第一号に規定する高速自動車国道又は自動車専用道路の連結路附属地（以下「特定連結路附属地」という。）に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設（次号に掲げる施設を除く。）でこれらの道路の通行者の利便の増進に資するもの

## 十（略）

（原動機付自転車等駐車器具の占用の場所に関する基準）

第十一条の八 法第三十二条第二項第三号に掲げる事項についての第七条第八号に規定する原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（以下この条において「原動機付自

転車等駐車器具」という。）に関する法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のいずれにも適合する場所であることとする。

## 一（略）

二 道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該原動機付自転車等駐車器具を原動機付自転車（側車付きのものを除く。）又は二輪自動車の駐車の用に供したときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の幅員が道路構造令第十条第三項本文、第十条の二第二項又は第十一条第三項に規定する幅員であること。

## 2（略）

（道路の管理上当該道路の区域内に設けることが必要な工作物又は施設）  
第十六条の二 法第三十三条第二項第二号の政令で定める工作物又は施設は、次に掲げるものとする。

- 一 歩行者の休憩の用に供するベンチ又はその上屋
- 二 花壇その他道路の緑化のための施設
- 三 高架の道路の路面下に設ける自転車駐車場であつて、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和五十五年法律第八十七号）第七条第一項に規定する総合計画にその整備に関する事業の概要が定められたもの

## （指定区間内の国道に係る占用料の額）

第十九条 指定区間内の国道に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額（第七条第九号及び第十号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額並びに道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に応じて国土交通省令で定めるところにより算定した額を勘案して占用面積一平方メートルにつき

一年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。以下この項及び次項において同じ。に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下この項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。）に相当する期間を同表占用料の単位に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額とする。

## 244 (略)

(違法放置物件に関する規定の指定市以外の市町村が)

道路管理者の権限を代行する場合等についての準用)

第十九条の十一 第十九条の五から前条までの規定は、法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が第四条第一項第十三号に掲げる権限を道路管理者に代わつて行う場合について準用する。

2 第十九条の五から前条まで及び前項の規定は、道路予定区域に係る違法放置物件について準用する。

(都道府県負担額等に関する規定の指定市が)

国道の管理を行う場合等についての準用)

第二十六条 第二十一条から第二十三条までの規定は、法第十七条第一項の規定により指定市が国道の管理を行う場合又は同条第二項の規定により指定市以外の市が国道の管理を行う場合の費用の負担について、それぞれ準用する。この場合において、第二十一条及び第二十三条第三項中「都道府県が」とあるのはそれぞれ「指定市が」又は「指定市以外の市が」と、第二十一条中「都道府県の」とあるのはそれぞれ「指定市の」と、第二十一条中「都道府県の」と、同条及び第二十三条第一項中「他の都道府県」とあるのは「都道府県」と、第二十一条及び第二十三条中「都道府県負担額」とあるのはそれぞれ「指定市負担額」又は「指定市以外の市負担額」と、第二十一条中「都道府県」とあるのはそれぞれ「指定市」と、第二十一条中「指定市」とあるのはそれぞれ「指定市」と、第二十三条第一項前段中「都道府県」とあるのはそれぞれ「指定市」と、第二十三条第一項後段中「関係都道府県」とあるのはそれぞれ「関係指定市又は都道府県」と又は「関係指定市以外の市又は都道府県」と読み替えるものとする。

2 第二十二条の規定は、法第十七条第三項の規定により指定市以外の市町村が国道の新設又は改築を行う場合の費用の負担について準用する。この場合において、第二十二条中「都道府県」とあるのは、「指定市以外の市町村」と読み替えるものとする。

3 前条の規定は、法第十七条第一項から第三項までの規定により指定市、指定市以外の市又は指定市以外の市町村の行う国道の新設又は改築に関する工事について準用する。この場合において、前条中「都道府県」とあるのは、それぞれ「指定市」、「指定市以外の市」又は「指定市以外の市町村」と読み替えるものとする。

(道路に関する費用の補助額)

第二十八条 法第五十六条の規定による道路管理者に対する道路の新設、改築若しくは修繕に要する費用又は道路の調査に要する費用に関する補助金の額は、当該費用の額（道路の新設、改築又は修繕の場合において収入金があるときは、当該額から収入金を控除した額。）に、同条に定める補助率をそれぞれ乗じた額とする。

2 前項の規定は、法第十七条第三項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村に対する国道若しくは都道府県道の新設、改築若しくは修繕に要する費用又は当該歩道の新設等に係る国道若しくは都道府県道の調査に要する費用に関する補助金の額について準用する。

（中間検査及び完了認定の申請）

第三十条 第二十五条の規定は、法第五十六条の規定による補助を受ける工事又は調査の中間検査又は完了認定の申請について準用する。この場合において、第二十五条第二項中「都道府県」とあるのは、「道路管理者又は法第十七条第三項の規定により国道若しくは都道府県道の新設、改築若しくは修繕に関する工事を行う指定市以外の市町村」と読み替えるものとする。

（長時間放置された車両に関する規定の指定市以外の市町村が

道路管理者の権限を代行する場合についての準用）

第三十条の五 前三条の規定は、法第二十七条第二項の規定により指定市以外の市町村が第四条第一項第二十二号に掲げる権限を道路管理者に代わって行う場合について準用する。

（道路の附属物）

第三十四条の三 法第二条第二項第八号の政令で定める道路の附属物は、次に掲げるものとする。

一（略）

二 ベンチ又はその上屋で道路管理者又は法第十七条第三項の規定により歩道の新設等を行う指定市以外の市町村が設けるもの

三（五）（略）

六 道路の交通又は利用に係る料金の徴収施設

（歩行者の通行の安全の確保に資する道路の改築）

第三十五条の二 法第四十七条の五第一項の政令で定める道路の改築は、次に掲げるものとする。

一 道路の附属物である自転車駐車場の道路上における設置

二 突角の切取り又は歩道の拡幅（いずれも道路の交差部分及びその付近の道路の部分におけるものに限る。）

三 横断歩道橋の設置

（道路の通行者又は利用者の利便の確保に資する工作物又は施設）

第三十五条の三 法第四十八条の十七第一項の政令で定める工作物又は施設は、次に掲げるものとする。

一 道路に沿って設けられた通路で、専ら歩行者又は自転車の一般交通の用に供するもの（当該通路に設けられた工作物又は施設のうち、アーケード、雪よけその他これらに類するものとして国土交通省令で定めるものを含む。）

二 道路の通行者又は利用者の一般交通に関し案内を表示する標識

三 自動車駐車場又は自転車駐車場（いずれも道路に接して設けられたものに限る。）

四 道路の歩行者の休憩の用に供するベンチ又はその上屋

五 花壇その他道路の緑化のための施設

六 道路に接して設けられた公衆便所

(手数料及び延滞金)

第三十七条 法第七十三条第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により国が徴収する手数料の額は、督促状一通につき郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第二十二条第一項に規定する通常葉書の料金の額を超えない範囲内において国土交通大臣が定める額とする。

2・3 (略)

4 指定区間内の国道に係る占用料で指定区間の指定の日の前日まで道路管理者である都道府県若しくは指定市又は法第二十七条第二項の規定により第四条第一項第四号に掲げる権限を道路管理者に代わつて行う指定市以外の市町村が徴収すべきものに係る手数料及び延滞金については、前三項の規定にかかわらず、当該指定区間の指定の際現に当該指定区間の存する都道府県若しくは指定市又は当該権限を道路管理者に代わつて行う指定市以外の市町村が法第七十三条第二項の規定に基づく条例で定めている手数料及び延滞金の例による。

(都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない改築)

第三十八条の二 法第九十五条の二第一項の政令で定める道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築は、車道又は歩道の幅員の変更（歩道にあつては、その拡幅を除く。）及び交通島、中央帯又は植樹帯の設置とする。

(法定受託事務から除かれる事務)

第三十八条の三 (略)

2 法第九十七条第一項第三号の政令で定める事務は、第四条の二第一項第四号及び第九号に掲げるものとする。

(事務の区分)

第三十八条の四 この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 都道府県、指定市又は法第十七条第二項の規定により都道府県同意を得た市が指定区間外の国道の道路管理者として処理することとされている事務（第二十三条第三項（第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第二十三条第一項（第二十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定及び第三十六条の規定により処理することとされているものを除く。）

二 指定市以外の市町村が法第十七条第三項の規定により歩道の新設等を行う者として国道に関し処理することとされている事務（第三十六条の規定により処理することとされているものを除く。）

(権限の委任)

第三十九条 (略)

2 前項に規定するもののほか、法及び法に基づく政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第三十一条第二項の規定による裁定及び同条第五項本文の規定による決定並びに法第九十四条第二項の規定による譲与については、この限りでない。

一～四 (略)

五 第三条の三の規定により駐車料金を徴収することができない自動車又は自転車を定めること。

六 (略)

七 第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を第二十六条第一項に

において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により負担基本額、都道府県負担額(指定市負担額及び指定市以外の市負担額を含む。)及び都道府県分担額を通知すること。

八十二 (略)

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う

関係政令の整備に関する政令による改正後の道路法施行規則

(国道の新設等の公示)

第一条の四 指定市以外の市町村は、法第十七条第二項又は第三項の規定により国道又は都道府県道の新設、改築、維持又は修繕(以下この条において「国道の新設等」という。)を行おうとするとき、及び当該国道の新設等の全部又は一部を完了したときは、道路の種類、路線名、国道の新設等の区間、国道の新設等の種類及び国道の新設等の開始の日(当該国道の新設等の全部又は一部を完了したときにあつては、国道の新設等の完了の日)を公示するものとする。

(道路の区域の決定等の公示)

第二条 法第十八条第一項の規定による道路の区域の決定又は変更の公示は、次に掲げる事項について行うものとし、同項の規定による図面は、縮尺千分の一以上のものを用いるものとする。

一・二 (略)

三 次のイ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ、ロ又はハに定める事項

イ (略)

ロ 法第四十七条の六の規定により立体的区域とする区域の決定の場合

合 イに掲げる事項並びに当該立体的区域とする区間及びその延

ハ (略)

(有料の自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関する標識)

第三条の二 法第二十四条の三の標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならぬ。

一〜四 (略)

五 その他自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関し必要と認められる事項

2 前項の標識は、自動車駐車場又は自転車駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。

(道路台帳)

第四条の二 (略)

2 (略)

3 調査には、道路につき、少くとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、別記様式第四とする。

一〜十四 (略)

十五 協定利便施設の概要

4 図面は、道路につき、少くとも次に掲げる事項を、付近の地形及び方位を表示した縮尺千分の一以上の平面図(法第四十七条の六の規定により道路の区域を立体的区域とする場合は、平面図、縦断面図及び横断面図)に記載して調製するものとする。

一〜十五 (略)

十六 協定利便施設

十七 (略)

5 (略)

6 道路台帳は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場所に

において保管するものとする。ただし、道の区域内の道路に係る道路台帳のうち、国道に係るもの及び令第三十二条第一項に規定する開発道路で国土交通大臣が維持を行うものに係るものは、北海道開発局の事務所において保管するものとする。

一〇四 (略)

(高速自動車国道又は自動車専用道路の連結路)

第四条の四の八 法第三十三条第二項第一号の国土交通省令で定める交通の用に供する部分は、車道及び路肩とする。

(営利を目的としない法人に準ずる者)

第四条の四の九 法第三十三条第二項第二号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 営利を目的としない法人格を有しない団体であつて、代表者の定めがあり、かつ、道路の清掃を行うことを目的とするもの
- 二 前号に掲げるもののほか、道路交通環境の向上を図る観点から必要と認められる活動を実施する団体であつて、道路管理者が指定したものの

(歩行安全改築の要請に係る様式)

第四条の十の二 法第四十七条の五第一項の規定による要請をしようとする市町村は、次に掲げる事項を記載した要請書を道路管理者に提出しなければならない。

- 一 歩行安全改築に係る道路の種類、路線名及び区間
- 二 歩行安全改築の内容
- 三 第一号の区間において歩行安全改築の要請をする理由

(道路一体建物に関する協定の公示)

第四条の十一 法第四十七条の七第二項の規定による同条第一項の協定の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一・二 (略)

三 協定の写しの閲覧の場所

(道路保全立体区域の指定等の公示)

第四条の十二 法第四十七条の十第三項の規定による道路保全立体区域の指定又は当該指定の変更の公示は、次に掲げる事項を縮尺千分の一以上の平面図、縦断図及び横断定規図に明示して行うものとする。

一・二 (略)

2 法第四十七条の十第三項の規定による道路保全立体区域の指定の解除の公示は、前項第一号に掲げる事項について行うものとする。

(道路の通行者又は利用者の利便の確保に資する工作物又は施設)

第四条の十六 令第三十五条の三第一号の国土交通省令で定める工作物又は施設は、通路に設けられた雨よけとする。

(利便施設協定の公告等)

第四条の十七 法第四十八条の十八第一項の公告及び同条第三項の公示(同条第四項において準用する場合を含む。)は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 利便施設協定の名称

二 協定利便施設の名称及びその所在地

三 利便施設協定の有効期間

四 利便施設協定の縦覧又は利便施設協定の写しの閲覧の場所

(報告の提出)

第十条 法第七十六条第一号の規定による報告は、同号に掲げる事項については社会経済情勢の変化等に伴い道路整備計画を作成し、又は変更した都度、同条第二号に掲げる事項については工事を施行した後、同条第三号に掲げる事項については協議が成立した都度、同条第四号に掲げる事項については条例を制定した都度、速やかに行うものとする。

2 (略)

(権限の委任)

第十一条 第四条の四の九第二号に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

様式第四 (第四条の二関係)

第一表

(表) (略)

(裏)

(略)
道路一体建物の概要
協定利便施設の概要
軌道その他主要な占用物件の概要
(略)

様式第七 (第五条関係)

(表) (略)

(裏)

道路法抜すい

第四十六条 (略)  
第七十一条 (略)

第九十一条

2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの(以下「道路予定区域」をいう。)については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条、第四十四条の二、第四十七条の十、第四十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。



平成19年度

# 「道路ふれあい月間」 地方行事報告

北海道開発局

「道路ふれあい月間」

「道の日」の行事報告

北海道開発局では、「道路ふれあい月間」及び「道の日」の趣旨に沿って、道内各地で関係機関及び地元住民の協力を得て、様々な行事を実施しましたので、その一部をご紹介します。

## ◇「道の日フェスティバル2007」

八月一〇日（金）に、道路フェスティバル実行委員会（北海道開発局・北海道・札幌市・東日本高速道路(株)北海道支社）主催による「未来につなぐ、これからの道づくり」をテーマに「北の道ふれあい広場 in ファクトリー」を開催しました。



写真1 表彰式後の記念撮影

会場となったのは、札幌市内にある「サッポロファクトリー」で、屋内と屋外にそれぞれ各種のゾーンを設けて、多様なイベントを実施しました。

屋内では、「道路ふれあい月間」推進標語の優良賞（学生の部）の表彰式と全道の小学生を対象とした「道の日 こどもアートコンテスト」の低学年（一・二年生）、中学年（三・四年生）及び高学年（五・六年生）の各部門の最優秀賞一作品と優秀賞三作品の表彰式を行いました（写真1）。推進標語の応募総数は、過去最高の五、九二一点でしたが、北海道在住で優良賞を受賞したのは、月形町の小学六年生小蕎優奈さんの作品で「すてないで 心の道を よごしちゃう」でした。

表彰式の後も、MFDの活躍する道路について楽しく学べる人形劇（写真2）やストーリーパフォーマンスやミニコンサートなどで会場は盛

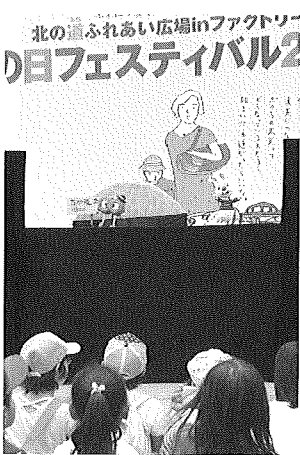


写真2 人形劇に  
引き込まれる子供達



写真6 高所作業車体験中

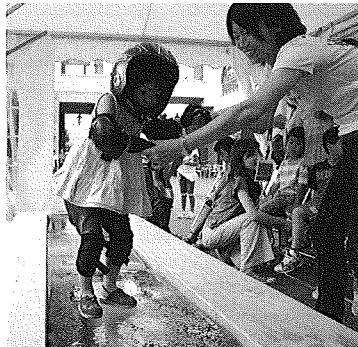


写真5 真夏に出現した氷の道



写真3 クイズを楽しむ子供達



写真4 完成間近な「道路標識」



写真7 想像以上の衝撃にびっくり

り上がりました。

そのほか、地域と協働・連携した「みちづくり」活動などをパネルで説明した「これからの道づくり展」、パネルや映像などにより、シーニックルートや景観を紹介した「シーニックバイウエイ北海道コーナー」、クイズを通して道について学べる「クイズラリー」(写真3)、ばらばらのピースを組み合わせて、様々な道路標識を完成させる「道路標識パズル子供体験コーナー」(写真4)等が好評でした。

また、「NEXCO東日本コーナー」では、ETC利用の割引制度やSA・PAのうまいもの&おみやげランキングの紹介のほか、オリジナルグッズの配布や社員の方によるマジックショーで人

気を博していました。

屋外では、「北の道 自由研究コーナー」のレングラを使ったのアーチ橋づくり、氷で出来たつるる路面で滑らないアタッチメントの体験(写真5)、高所作業車の試乗(写真6)、時速5kmでの衝撃を体験し、シートベルトの必要性と効果を体験できる「JAFコーナー」(写真7)などが、特に子供たちに大人気で、順番待ちの列が出来るほどの盛況ぶりでした。

イベントを通じて、道路の歴史や道路の役割、大切さを実感していただいたとともに、道路に対してより一層の親しみをもっていたいただいたことと思います。また、特に子供たちの来場が多かったので、大人になっても道路に関心を持ち続けて欲しいと願います。

#### ◇道内各地での取組みについて

道内各地において、各地域の道路管理者が共同して地域住民参加のもと道路の清掃や美化活動を行ったり、維持・除雪機械の展示・体験試乗会、「道の駅」等での道路のPRや「道路工事現場見学会」など様々な取組みを行いました。

各イベントには多くの地域住民の方々に参加していただいたことから、道路愛護思想の啓発や道路に対する認識と理解を深めていただくことができたと考えております。

表 東北地方整備局の各事務所で行われた行事一覧

事務所名等	開催日	イベント名等	開催場所
東北地方整備局	8月10日	道路フェア2007	仙台市内
青森河川 国道事務所	8月1日	ねぶたメインストリートクリーン作戦	青森市内
	8月1,2日,10日	「道路ふれあい月間」街頭PR活動	青森、弘前、八戸市内
	8月10日	「道路ふれあい月間」PR活動	道の駅「さんのへ」「とわだ」「奥人瀬」「しちのへ」
	8月10日	「八戸ニュータウンふれあい路」ウォーク	八戸市内
	8月10日,26日	小学生1日道路パトロール	青森市、八戸市内
	8月28,29日	道路愛護団体表彰式	青森河川国道事務所
岩手河川 国道事務所	8月30日	夏の雪道観察・意見交換会	青森市内
	8月3日	第15回二戸地区道路清掃「北の道クリーンキャンペーン」	二戸市内
	8月10日	「道の日」広報活動及び交通安全キャンペーン	奥州、北上市内
	8月10日	道の駅平石あねっこ広報活動	道の駅「平石あねっこ」
	8月11日	めざまし作戦	道の駅「石神の丘」
	8月23日	道の駅石鳥谷合同広報活動	道の駅「石鳥谷」
三陸国道事務所	8月1日	夏の交通安全作戦	宮古市内
	8月6日	クリーン作戦	岩泉町内
	8月4日～10日	国道45号全線開通35周年記念パネル展	道の駅「みやこ」
	8月10日	道の日in宮古	宮古市内
	8月10日	第20回田釜石街道・仙人峠の集い	仙人峠（遠野市～釜石市）
	8月10日	気仙歴史の道歩いてみよう「高田遠野街道～竹駒・横田の史跡を訪ねて」	陸前高田市内
仙台河川 国道事務所	8月10日	「道の日」街頭広報活動	久慈市内
	8月12日	「道路ふれあい月間」並びに「夏の交通安全事故防止県民運動」啓発活動	大船渡市内
	8月27日	道路愛護団体表彰式	三陸国道事務所
	8月1日	道路愛護・交通安全合同PR作戦	松島町内
	8月2日	ルート48クリーン運動	仙台西国道維持出張所管内
	8月3,4日	古川まつり	大崎市内
秋田河川 国道事務所	8月5日	国道4号大崎村ロードクリーン作戦	大崎町内
	8月7日	夏の交通事故防止及び飲酒運転撲滅街頭キャンペーン	鳴子国道維持出張所管内
	8月10日	夏の交通事故防止07山元町ふるさと緑省・無事故作戦	山元町内
	8月19日	道フェスタin古川国道	古川国道維持出張所
	8月27日	道路愛護表彰式	仙台河川国道事務所
	8月28日	小学生による一日道路パトロール	仙台西国道維持出張所管内
湯沢河川 国道事務所	8月29日	一般国道45号・108号クリーンアップ作戦	石巻国道維持出張所管内
	8月29日	国道清掃活動	古川国道維持出張所管内
	8月10日	「道の駅」広報活動	道の駅「にしめ」「協和」
	8月10日	「道の日」パネル展	JR秋田駅
	8月23日	国土交通大臣表彰伝達式	秋田河川国道事務所
	8月29日	道路愛護団体表彰式	秋田河川国道事務所
湯沢河川 国道事務所	8月6日	小学生1日道路パトロール	横手市内
	8月9,10日	広報活動	道の駅「おがら」「郷の里せんなん」
能代河川 国道事務所	8月29日	「道路ふれあい月間」道路愛護団体表彰式	湯沢河川国道事務所
	8月1日～7日	「道路ふれあい月間」広報活動	道の駅「たかのす」「ふたつ」
	8月6日	小学生による1日道路パトロール	大館国道出張所管内
山形河川 国道事務所	8月27日	道路愛護団体表彰・伝達式	能代河川国道事務所
	8月29日	防災エキスパートによる「道路防災点検」	能代河川国道事務所管内
	8月4日	道路ふれあい広場	山形市内
	8月9日	小国町交通安全呼びかけ運動	小国町内
酒田河川 国道事務所	8月9日	緑省客等に対する街頭指導	道の駅「さかえ」
	8月10日	道路ふれあい見学会	山形市内
	7月26日,8月1,2日	小学生1日パトロール体験会	酒田河川国道事務所各国道維持出張所
	7月28日	道の日キャンペーン2007in鶴岡	鶴岡市内
福島河川 国道事務所	8月4日	みちの未来日記表彰式	酒田市内
	8月4日	道の日キャンペーン2007in酒田	酒田市内
	8月3日	街頭キャンペーン	JR福島駅前
	8月18日	道路県2007	道の駅「安達」
郡山国道 事務所	8月31日	道路愛護者表彰式	福島河川国道事務所
	8月5日	アイラブロード郡山2007	郡山市内
	8月7,10日	道路ふれあい月間キャンペーン	道の駅「にしあいつ」、会津若松市内
	8月10日	「道の日」道路美化作業	郡山市内
磐城国道 事務所	8月27日	道路愛護団体表彰式	郡山国道事務所
	8月31日	女性の視点で点検パトロール	郡山市内
	8月4日	道路ふれあいフェア2007in南相馬	原町維持出張所
	8月10日	道路清掃美化作業	いわき市内
	8月18日	中等パークキング清掃活動	いわき市内
磐城国道 事務所	8月25日	わっしょい時間	いわき市内
	8月31日	道路愛護団体表彰式	道の駅「ならは」

東北地方整備局

「道路フェア2007」

わくわく探検！未知(道)の世界

東北地方整備局では、八月の「道路ふれあい月

間」に、地域住民の皆様へ道路について、より詳しく知っていただくという目的で、様々な行事を実施しました(表参照)。

道路フェアは、それら行事の一つとして毎年八月一〇日に「道路ふれあい月間行事実行委員会」(東北地方整備局・宮城県・仙台市・仙台河川国

道事務所・東北幹線道路調査事務所・東日本高速道路(株)東北支社・宮城県道路公社)の主催により、仙台市青葉区の勾当台公園(市民の広場)において開催しているものです。

今回のテーマは「わくわく探検！未知(道)の世界」と称し、来場者の皆様へ道路に関する各種の体

験企画を通じ、道路の役割や機能を学び、親しんでいただく機会として実施しました。また、今回から各催しにスタッフ補助などとしてNPO法人、市民団体等の地域の皆様のご協力をいただき、より一層地域と密着したイベントになりました。

メインステージにおいてはオープニングセレモニー（表彰式）・ミニコンサート・リフティング大会などを開催しました。

オープニングセレモニーでは「道路ふれあい月間行事実行委員会」を代表して坪香東北地方整備局長の挨拶の後、日頃ボランティアとして道路清掃や植樹等に携わっていた東北の各団体への国土交通大臣からの感謝状伝達式を執り行いました。また、道路をモチーフにした仙台市内の小学生の道路絵画展及び東北地方道路写真コンテストの表彰式を併せて執り行いました（写真1）。

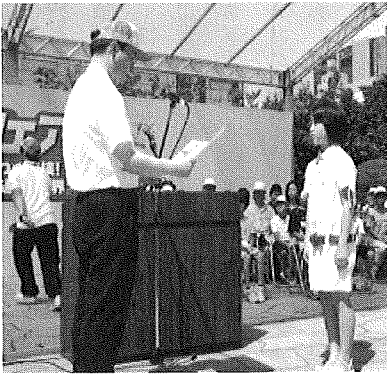


写真1 絵画展・写真コンテストの表彰式

オープニングセレモニーの終了後、気仙沼人力車の会から、三陸縦貫自動車道の早期全線開通の提言書が地域住民の声として局長に手渡されました。また、人力車の会の皆様には体験乗車でもご活躍をいただきました（写真2）。

その後、ステージショーに入り、仙台市内の心身障害者通所授護事業施設（NPO法人）の皆様による「ソーラン踊り」などのミニコンサート、子供達に大人気のキャラクターショー（おでんくんショー）、仙台地区のサッカー関係者のご協力をいただき小学生児童を対象としたリフティング大会を開催し、終日、歓声や声援、拍手が会場に響き渡り、来場者の皆様には大変ご満足をいただいたものと感じていきます。

会場内では、道路事業の広報資料、道路ふれあいコーナーと題し、絵画展及び写真コンクールの入賞



写真2 人力車の会による体験乗車会

作品を展示しました。道路で働くロータリー除雪車や高所作業車の展示をはじめ、地震や交通事故の衝撃を体験出来る車両、天然ガスバスや燃料電池車など環境に優しい車両の展示は、関心も大変高く環境に対する意識の高さがうかがえました。パトカーや白バイの展示コーナーでは子供達が目を輝かせながら試乗していました（写真3・4）。

また、仙台市民団体のご協力により、仙台市の昔の町並みや歴史を伝える紙芝居、仙台市付近の街道にまつわる昔話も開催し、特に感慨深げに見聞きしていたお年寄りの姿が印象的でした。その

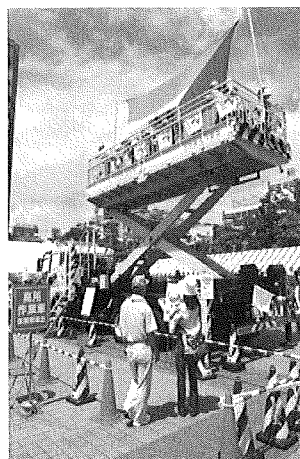


写真3 高所作業車の展示



写真4 白バイ展示コーナー

ほか「道の駅」ブースでは宮城県及び福島県の六駅が臨時開店し、特産品のPRと展示販売を行い地元の味を広めていました。

ほかにも、普段では目にするのできない「共同溝」（電気、電話、ガス、上下水道など）ライフレインを道路地下空間に整理・集約するトンネル状の施設）での見学体験会や道路資料館「みちあむ」及び高速道路管制室の見学バスツアーを実施し、様々な道路の役割などを理解していただきました（写真5）。

道路フェア当日は好天に恵まれたこともあり（最高気温三三℃）、たくさんのお客様にご入場いただき、好評のうちに無事終了することが出来ました。今回は各催しや会場内スタッフ補助、会場内での清掃活動などで地域のNPO法人、市民団

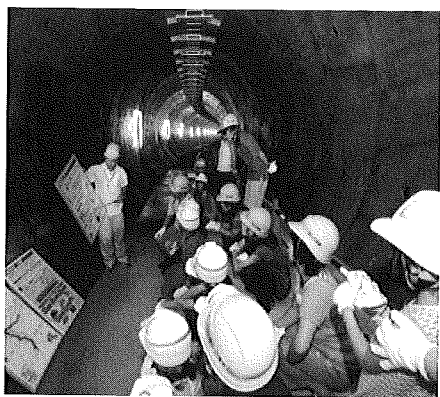


写真5 「共同溝」見学体験会

体、大学生ボランティアの皆様にたくさんのご協力をいただきました。今後益々、地域の方々の積極的な参加で、地域の方々と一緒に創り、多くの皆様から愛される道路のイベントとして展開して参りたいと考えています。

### 関東地方整備局

## 「道路ふれあい月間」の行事報告

関東地方整備局では、八月の「道路ふれあい月間」及び「道の日」の趣旨に沿って、管内の道路関係事務所において各関係機関及び地元の皆様の協力を得ながら、地域と連動した様々な広報活動を実施しています。以下では、管内で実施された広報活動のうち、千葉国道事務所で行った活動や取組みを紹介します。

### ◇親と子のふれあいツアー2007

八月一日（水）に「親と子のふれあいツアー2007」を実施しました。今年は一八組四〇名の親子が木更津市内にある首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の工事現場を見学しました。バックホウやブルドーザーなどの重機試乗体験（写真1）及び完成したトンネルの見学を通して、公共事業がどのように行われ、どのような目的のために必



写真1 重機械の試乗体験

要であるか等を勉強して頂きました。参加して頂いた子どもたちからは、「普段では体験できない機械に乗れて楽しかった」「大人になったら監督さんになりたい」などの感想を頂きました。

### ◇ロードフェアちば2007

八月四日（土）に千葉市中央公園にて、「ロードフェアちば2007」を開催しました。「ロードフェアちば」は毎年「道路ふれあい月間」中に行っているイベントで、今年で一五回目になります。ステージではプロ野球・千葉ロッテマリーンズのマスコットキャラクター「COL」とガールスカウトの子供達による打ち水イベント（写真2）から始まり、道路愛護団体表彰、千葉県警察音楽隊による楽器演奏、大道芸、道路〇×クイズ、キャラクターイベント、総州太鼓社中による演奏、

チアリーディング等が行われました。展示コーナーでは千葉県、千葉市、千葉国道事務所等の道路管理者による道路事業パネル展示やパンフレット等の配布、道の駅による物産販売、公益事業者による事業活動の紹介・パネル展示、県警交通機動隊による白バイ展示などが行われました。会場内を回るスタンプリーや自然災害体験車コーナーもあり、暑い中でしたが、たくさんの人で賑わいました。多くの人にアンケートに答えてもらった結果、「とても楽しかった。毎年実施してほしい。」「道路についての知識を得る良い機会だと思う。」「といった意見をいただきました。「道路について不満に思っている事は何ですか？」の問いに対しては「交通渋滞」、「ゴミが多い」、「歩道が歩きづらい」、「道路工事が多い」等の回答がありました。



写真2 マリーンのマスコット「COOL」と打ち水イベント

#### ◇小学生一日道路パトロール

八月七日(火)に「小学生一日道路パトロール」を実施しました(写真3)。これは「参加体験型」の学習を通じて、小学生の皆さんに、道路に対する関心、思いやりを持って頂くために千葉国道事務所管内をパトロールカーでパトロールしてもらうもので、今年度は千葉市立鶴沢小学校六年生二名、酒々井町立酒々井小学校六年生二名、木更津市立木更津第二小学校六年生二名、柏市立大津ヶ丘第一小学校六年生二名、船橋市立若松小学校六年生二名の合計一〇名により実施しました。各出張所を出発し、管内をパトロールしてもらった後、千葉国道事務所会議室にて報告、意見交換をしてもらいました。小学生達からは「歩道にタバコやゴミの投げ捨てが多い」といった身近な問題点や、「点字ブロックのある場所を増やすと良い」、「バスベイに車を止めると、バス側にも迷惑だし、道路の渋滞にもつながると思う」といった意見が次々と挙げられました。感想文では「良い体験をした」といった感想が多数有り、道路に直接ふれあつてもらうことで、日常生活で何気なく利用している道路の重要性や役割を考えていただく良い機会になったのではないかと思います。

#### ◇R357 共同溝親子見学会

八月二四日(金)に、現在、整備を進めている



写真3 1日道路パトロール

千葉市内にある一般国道三五七号共同溝「神明村田」間において、共同溝の役割や構造を学んでもらうため、親子見学会を開催しました。小学生とその保護者二七組六九名が参加し、クイズラリーやミニバックホウの操縦体験、共同溝坑内のトロッコ乗車体験、懐中電灯を持ちながら薄暗い共同溝の中を探検するなど、楽しみながら学んできました(写真4)。参加者からは、家の近所に共同溝があることを初めて知った。共同溝はスケールの大きな工事で社会生活のためにも重要だと感じたなどの感想を頂き、日常生活で道路事業がいかに役立つかを理解して頂くよい機会を提供できたと思います。



写真4 「共同溝」親子見学会



写真5 道路美化清掃「クリーン作戦」

#### ◇クリーン作戦

八月三〇日(木)に、千葉国道事務所職員による道路美化清掃「クリーン作戦」を実施しました。道路利用者が気持ちよく利用できる道路にすることを目的に一般国道一四号・三五七号の千葉市稲毛区黒砂一丁目付近から中央区登戸四丁目付近までの約八〇〇mを中央分離帯を中心に清掃しました(写真5)。用意したゴミ袋はすぐに無くなり、ゴミ袋が五一袋、その他自転車やトタン板等も回収されました。こうした活動を通じてゴミのポイ捨て等の減少に資するものと期待しています。

#### ◇その他の活動

八月三日(金)に関東技術事務所と千葉国道事務所船橋出張所との共催で「夏休み子ども防災教

室2007」を開催しました。来場者には地震等の災害体験、車両乗車(高所作業車など)、パトカー等の車両展示等を通して防災について学んでいただきました。

#### ◇最後に

「道路ふれあい月間」の様々な活動を通じ、多くの方々に道路の役割や重要性についてのご理解を頂けたものと思います。今回の行事の中で頂いたアンケート回答や感想等は今後の事業や広報活動に活かし、今後はより住民の方が主体となって参加できるような行事を行っていききたいと思えます。

#### 北陸地方整備局

#### 「道路ふれあい月間・道の日」の

#### 行事報告

北陸地方整備局では、八月の「道路ふれあい月間」及び八月一〇日の「道の日」の主旨を踏まえ、管内の道路系事務所において、関係機関の協力を得ながら様々な行事を実施しました。

以下に主なイベントの模様を紹介します。

#### ◇2007道とあそぼう・あひまぼーく

毎年、「上越市沿道連絡協議会」の主催で八月

二日(木)に上越市「上越観光物産センター」で開催を予定しておりましたが、今年度については、新潟県中越沖地震の災害復旧対応のため中止となりました。

#### ◇わんぱくお祭り広場「道のコーナー」

(八月三日(金) 長岡市長岡駅前大手通り) 長岡まつりの昼行事「わんぱくおまつり広場」に「道のコーナー」を設け、メルヘン号(山車)と記念撮影(写真1)、ロータリ除雪車の展示、プールで遊ぼう、道の相談室と道のクイズコーナー等を開催。多数の家族連れで賑わいました。また、FMながおか「みちのスタジオ」にて道路事業のPRを行いました。



写真1 わんぱくお祭り会場

## ◇2007にいがた道路フェスティバル

(八月七日(火) 新潟市中央区万代二丁目)

通称「万代シティ通り」において、地元小学生の「万代太鼓」、白バイ、消防車など様々な車輛の展示、地震体験、降雨体験、衝撃体験などを実施しました(写真2)。

また、新潟市内小学生の皆さんの応募による道路愛護ポスターの優秀賞三四点の表彰式と応募作品六三七点を展示しました。

## ◇2007人と人・道でつなぐフェスティバル

(八月一九日(日) 富山市 富山駅北プールバール)

クイズラリー、降雨・地震体験、おもしろアイデア道路標識コンテストや道のフォトコンテスト等の作品展示を行い、各コンテストや道路功労者の表彰式を同時に開催しました(写真3)。

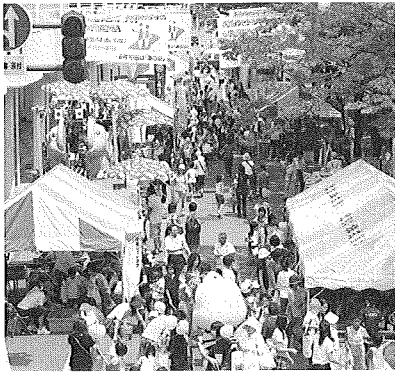


写真2 賑わうフェスティバル会場

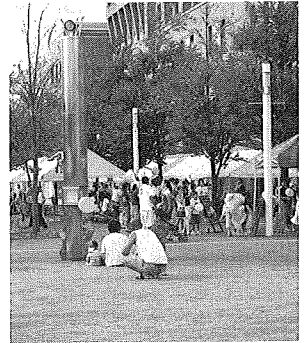


写真3 はたらく車等体験イベント会場



写真4 親子でらくがき

## ◇金沢ゆめ街道2007

(八月二日(土) 一般国道一五七号 金沢市内む

さし〜片町スクランブル一、五〇〇m)

昭和六二年から始まった道路まつりは今年で第二二回目となりました。打ち水大作戦も今回で四回目となり、夏真っ盛りの時期に、見た目にも涼を感じられる古都金沢らしい風情を演出しました。「親子でらくがき」等のわんぱく広場や、金沢道路検定(無料)等を実施し、大賑わいとなり、多くの方々に道路事業に興味と関心を持ってもらい、しっかりとPRすることが出来ました(写真4)。

## 中部地方整備局

### 「道路ふれあい月間」の

### 行事について

中部地方整備局では、八月の「道路ふれあい月間」の行事として本局及び事務所において様々な活動を実施しているところですが、本稿では、本局が中心として行っている「みちフェスティバル」について、そのコンセプト、検討状況、実施の結果などについて紹介いたします。

## ◇「みちフェスティバル」の概要

「みちフェスティバル」とは、中部地方整備局本局、名古屋国道事務所、愛知県、名古屋市、日本高速道路(株)名古屋支社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社及び(社)中部建設協会が「名古屋地区道路ふれあい月間実行委員会」を組織し、それに加え、中部電力などの公益事業者、トラック協会などの民間団体や(株)デンソーなどの民間会社の協賛を得て、名古屋の中心部にあります栄の「オアシス21」という広場において、毎年八月の第一土曜日に道路に関する広報活動を中心に行っているイベントです。今年で第二二回目を迎えることとなりました。



## ◇第11回のイベント

このようなイベントは二〇回以上の開催を経ると、ややもすればマンネリに陥るか、一方、集客ばかりに目が行き本来の目的を見失ってしまうような傾向があると思われれます。さらに昨今は、このようなイベント一つをとっても「費用対効果」の考えを忘れないことも重要であり、中部としては「何のためにこのイベントを行うのか」という疑問にまず正面から検討することとし、意味がないのであれば廃止も考えるところで臨みました。

そうした議論を重ねた結果、やはり原点に戻る必要がある、すなわち、我々の行っている道路行政を如何に市民の方々にアピールするか、加えてこれからの道路行政を如何にご理解をいただき協力をいただくか、ということが一番大事なテーマであり、会場の展示やステージを使ってとにかく道路行政についてアピールし一つでも理解していただくことを最大の目的としました。

## ◇展示・イベント内容（道路行政に関して）

名古屋の周辺ではここ一年半の間に自動車専用道路が約一二〇km開通しております。また、万博の開催などもあって景気が上昇傾向となり有効求人倍率の増加や工業団地の増設が見られております。

今回のイベントでは、その景気好調の要因に環状道路のネットワークの整備が果たした役割をデータにもとづいて紹介し、また、身近な道路についてもどのように我々の生活に役立っているのかについて具体的に紹介することにしました。

これらを伝える手段としてパネル展示を採用しましたが、興味をもって見てもらうために以下のような工夫を施すこととしました。また、観客の立場に立つて気軽に見やすい展示とするため、原則としてパネルの前には説明員を置かない方式とすることとしました。

## 《パネル》

イベント来場者を「家族連れ」と想定し、順番に「パパ」、「ママ」、「子供」、「おじいちゃん・おばあちゃん」を対象にした道路整備についてアピールしました。また、その内容についてはアピ文字を減らしてイラストやグラフを多用しわかりやすい内容にすることとしました。

また、各パネルの最後にクイズラリーのクイズを一緒に表示しました。このクイズはパネルの中心を少し注意してみれば、答えがわかる程度の問題であり、そのクイズを六問作成し、クイズラリーの形式にして正解のスタンプを押してまわり、最後に受付に提出して全問正解であれば記念品を渡すシステムとしました。これにより少しでもパネルの内容を見てもらうことが出来たのではない

かと考えます。

### ① 「パパ」を対象

（表裏両面、寸法W15560×H840）

「経済」、「社会」、「産業」等をキーワードに道路整備が経済効果及び産業の発展にどのように役立っているかを紹介しました（図1）。

### ② 「ママ」を対象

「快適」、「楽しさ」、「お得」をキーワードに道路整備により気軽に、速く、安く行ける観光地、買い物、レジャーや生鮮食料品などの物流の変化を紹介し、その中でETCの割引料金も紹介しました（図2）。

### ③ 「子供」を対象

（子供の将来を考え環境をテーマ）  
道路ネットワークの整備が進めばスムーズな走行が可能になり、CO<sub>2</sub>の排出量は削減されることなどを紹介しました（図3）。

### ④ 「おじいちゃん・おばあちゃん」を対象

道路整備によって病院への搬送時間が短縮されることや天災が発生し、一つの道路が通行不能になっても、他の道路が代替機能を發揮してくれることなどを紹介しました（図4）。

### ⑤ 「家族全員」を対象

市民による道路管理への参加を植樹や改正道路法の概要により紹介しました（図5）。



の有名タレント「つボイノリオ」さんに今年度も引き続きお願いすることとしました。つボイさんは地元ラジオパーソナリティーとしては不動の人気を得ている方であり、この方に名古屋の道路

整備効果について語って頂ければ多くの指示を得られるのではないかと考えました。トークショーの台本は基本的にはパネル展示内容をなぞる形としました。まず我々の作成した

堅めのストーリーについて、つボイさんに一読して頂いた後、我々との直接打ち合わせの場を設け、その場でつボイさんの道路に対する本音の部分を織り込むような形で仕上げていきました。当日は

**START みんなの安心・安全な暮らしに役立つ、みちの整備効果**

地震が起きてみちが危ないからどうするの? 地震が起きてみちが危ないからどうするの? 地震が起きてみちが危ないからどうするの?

2008年、暮らし17% 2008年、暮らし17% 2008年、暮らし17%

救急車 救急車 救急車

**地震に備えるために、みちの整備はしっかり進んでいるよ。**

23回/年(計約130時間) 23回/年(計約130時間) 23回/年(計約130時間)

名古屋市の道路は、道路局が道路局の代わりとして整備を進めています。

図 4

**START みんなが参加して、もっと快適で便利なみちにしよう**

1782,22180の市民参加で、道路がもっと快適で便利になるよ。

Q5 小学生が自分で考えたことでクルマが出すCO2をどれくらい減らすことができるでしょうか?

図 5

**START 歩行者の安全・快適を優先に考えたみちづくりへ**

歩行者の安全・快適を優先に考えたみちづくりへ

安全性 快適性 利便性

図 6

**写真で見るみち「いま・むかし」**

写真で見るみち「いま・むかし」

Q6 写真のこの場所はどこでしょう?

図 7

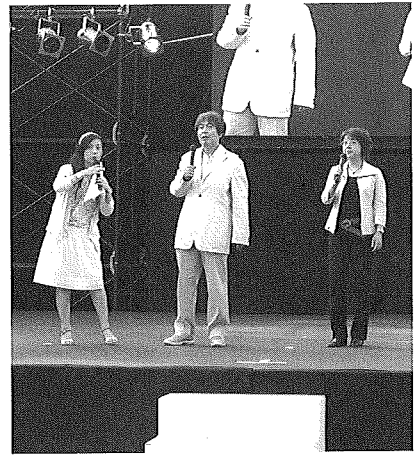


写真1 トークショー

もちろんアドリブはOKです。

また、トークショーの相手として普段ラジオで一緒に仕事をされております、中部日本放送の小高直子アナウンサーをお迎えして、息の合ったトークをしていただきました(写真1)。

トークショーの時間は夏の暑さを考えて、午後五時からスタートしましたが、これは少し失敗でした。一つはその時間帯の出入が案外少なかったことと、激しい夕立に見舞われたことです。特に夕立は本当に激しく屋根のあるステージですが、屋根と地上の隙間から雨が斜めに降り注いだためトークショーは一〇分程度残して中止せざるを得ませんでした。

それでも、つボイさんの体験や感想を交えて楽しく道路整備効果を紹介していただき、一定の成果を上げました。

また、もう一つのステージショーとして、道路交通情報センターのアナウンサーの方々にステージで情報提供の場面を再現していただき、道路交通情報の仕組みなどについて語っていただきました。

### 《クイズ・ゲーム大会》

これもステージイベントですが、子供を対象としたものと一般を対象としたものとに分けて、道路に関するクイズ・ゲーム大会を行いました。

なかでも、〇×の二択の設問で左右に移動してクイズを重ねる方式が好評でした。その問題例を少し紹介します。

#### (問題例(三択))

① 高速道路の料金所で止まらないで、料金を自動的に支払うことのできるシステムをアルファベット三文字で何というでしょうか。

1 P T 2 E T C 3 S O S

② 日本の全ての国道をつなげた距離と地球一周の距離とは、どちらが長いでしょうか？

1 国道をつなげた距離が長い

2 地球一周分の距離が長い

3 ちょうど同じ距離

#### 《アンケート》

道路行政に対して、市民の方々にどれくらいのご理解を得ているか確かめる意味で、アンケートにも力を入れました。前述したクイズラリーの回

答と併せてアンケートにお答え頂いた方には記念品にプラスして、午後六時から行う抽選会への参加権利をお渡ししました。

そうしましたところアンケートの回収数は格段に上がったのですが、その回答内容を見ても市民の道路行政に対する考え方は、あまり明らかになりませんでした。これは我々のアンケートの作り方に問題があった結果であり来年はぜひとも改善したい点であります。

#### ◇その他のイベント(集客手段として)

その他の集客手段も色々行いました。中でも人気があったのが中部地方各地からの道の駅物産展で、一五もの道の駅からご参加いただき、地元の名産品などの即売会を実施していただきました。

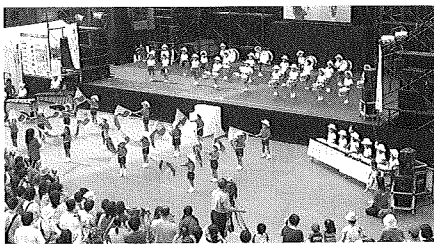


写真2 ステージイベントの様子



写真3 白バイ記念撮影

そのほか、ステージイベントとしては毎年参加していただいているマーチングバンドやジャズバンドの演奏（写真2）、また、地域の人気キャラクターとして「カツセイカマンショー」などをお願いしました。

さらにステージ以外の展示・体験コーナーとして、伐採した街路樹によるリサイクル工作教室、白バイ記念撮影（写真3）、トラック協会主催の飲酒運転追放ゲーム、名古屋市主催のゲーム（パソコンを使い、道路のデザインを行うゲーム）などを行い、集客に努めました。

#### ◇まとめ

ともすれば、マンネリに陥るこの種のイベントに当たって、前回の開催後すぐに検討に着手したことは成功であったと思われまます。今回のテーマ「なじやの道の効果再発見」「行けるかも会えるかもつながらるかも」（職員作成のキャッチコピー）はまだまだ掘り下げる事が出来るテーマであると思われまますので、これについては来年も継続したいと考えています。

今後とも、道路行政を市民に理解していただき、それに対する生のご意見をいただく場として「みちフェスティバル」を活用して参りたいと考えております。

### 近畿地方整備局

#### 「道路ふれあい月間」の行事報告

近畿地方整備局では、八月の「道路ふれあい月間」の趣旨に沿って、本局及び管内道路関係事務所において、関係機関の協力を得ながら大小合わせて五〇にも及ぶ様々な行事を実施し、延べ五万四、〇〇〇人以上が参加しました。その一部を紹介いたします。

#### ◇「みち」と「近畿」をテーマにした

##### シヨートストーリーコンテスト

近畿地方整備局では、「みち」と「近畿」をテーマにしたシヨートストーリーを『一般の部』と『小学生の部』で募集しました。日頃何気なく使っている「道」や、あったらいいなと思う「道」などを短編小説にすることで、「道」について考え、ふれあってもらい、また作品を通じて読者の方々にも道路に興味を持っていただくことを目的としています。

六回目となる今年度は、たくさんの子供達の「未来ある道」作品に期待し、夏休みの宿題として取り上げていただけるよう応募締め切りを八月末から九月中旬に延ばし募集しました。

応募作品については現在審査を行っており、一〇月末を目処に入賞作品を決定し、ホームページでの掲載、書籍の発行等を通じて発表を行い、二月初旬を目処に大阪市内で表彰式を行う予定です。

#### ◇「道の駅」で楽しむイベント

道路利用者にとって事欠かせなくなっている「道の駅」ですが、その道の駅を活用したイベントを福井、滋賀、福知山、兵庫、奈良の各事務所で行いました。福井河川国道事務所では八月一四、一五日に道の駅「河野」「シーサイド高浜」で「ドライブング・リフレッシュデー」と題して、道の駅に立ち寄ったドライバーに足湯サービス、道路維持作業車と「こっちだYOU平君」と記念撮影会等を行いました（写真1）。滋賀国道事務所



写真1 「こっちだYOU平君」と記念撮影

では一〇、一一、一五、一六日に道の駅「藤樹の里あどがわ」「愛東マーガレットステーション」「奥びわ湖水の駅」「竜王かがみの里」で「道路ふれあいパーク（夏休みの宿題をお手伝い）」と題して、自然環境とトンネル工事の調和を主題としたオリジナルステーションや排水性舗装の水かけ実験、道路パトロール車のペーパークラフト作成、江戸時代の街道などをパネルで展示、道路管理車両への体験乗車と記念写真サービスなどと盛りだくさんのイベントを行いました。福知山河川国道事務所では二六日に『みちフェスタINやくの』と題して、道路愛護功労者表彰及び「道について」作文・絵画コンテスト入選者の作品発表・表彰式を行いました。またジョイイベントとして、PRグッズの配布、パネル展示及び作文・絵画の展示を行いました。兵庫国道事務所では、一八日に『道の駅「あわじ」パネル展』と題して、「アーチ橋を自分で作ろう」「排水性舗装の仕組み」「音を消す実験」等の体験コーナーを設けて、子供達に体験してもらいました。奈良国道事務所では一二日に『道路ふれあいコーナーIN道の駅・針T・R・S（テラス）』と題し、クロマチックアコーディオン・ライブや大道芸のパフォーマンスを行いました（写真2）。いずれもドライバーやご家族で大賑わいとなり、遊び心を交えながら道路事業に興味と関心を持つてもらえたと思いま



写真2 大道芸パフォーマンス

す。

#### ◇住民と一体となった清掃活動

管内各所において道路清掃活動を実施しました。大阪国道事務所では、御堂筋が「世界陸上」のマラソンコースになったことから、開幕の前日に「御堂筋一斉清掃」を実施し、注目が集まる機会を利用して美しい御堂筋、世界に誇れる御堂筋を発信しようと、大阪の顔である御堂筋を市民及びボランティア団体と一緒に掃除しました（写真3）。京都国道事務所では道路ふれあい月間初日に「五条通一斉清掃」、二二日に「九条通一斉清掃」を行いました。奈良国道事務所でも、二二日に斑鳩町域及び斑鳩パークウェイを掃除しました。また和歌山、紀南の両河川国道事務所では、和歌山県全域で「紀州路クリーン大作戦'07」美し

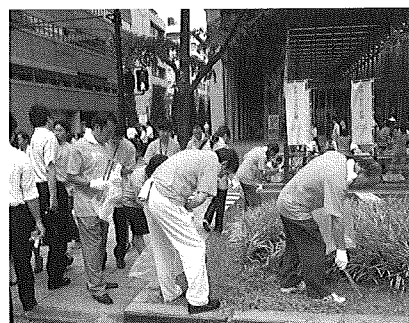


写真3 御堂筋一斉清掃

い街は道路から」を二五日に行いました。これは和歌山県内の全市町村の道という道全ての清掃を行い、今年も一万七、〇〇〇人以上の参加者が集まりました。住民からのものと機会を増やしてほしいとの意見も聞いており、まさに住民主催での道路愛護が広がっていると実感できました（写真4）。

#### ◇最後に

誌面では詳しくご紹介できませんが、他にも各地域において、清掃、広報活動、イベント等、多種多様な行事を実施しました。今後とも、道路ふれあい月間の行事を通じて、住民の方々に道路に対する関心を持っていただけるような活動を実施していきたいと考えています。



写真4 紀州路クリーン大作戦'07

## 中国地方整備局

### 「道路ふれあい月間」・「道の日」 行事報告について

中国地方整備局では、毎年八月の「道路ふれあい月間」、八月一〇日の「道の日」の趣旨に沿って、各地方公共団体等の協力を得て、本局及び各道路関係事務所において様々な行事を実施しましたので、その一部をご紹介します。

#### ◇道路に関する作文・ポスターの募集

中国地方整備局の主催で、中国地方の小・中学生を対象に、道路に関する作文・ポスター募集を実施し、今年度は、小学校八八校と二団体、中学校二九校と二団体から、作文二二五編、ポスター八二〇点もの応募がありました。その中から特に優秀な作品として、作文六編、ポスター一二点を中国地方整備局長賞に決定し、八月一日に広島市内において表彰式を実施しました（写真1）。

表彰式の後には、受賞者と保護者の方を対象とした現地見学（祇園幹線共同溝）を行い、普段は目にする事のない共同溝を通じて道路がいかに多様に使用され、大切なものかを感じていただきました。

また、局長賞の作品については、広島市子ども文化科学館で展示するなど、管内の道路愛護を呼



写真1 作文・ポスター表彰式

びかける広報活動で積極的に使用しました。

#### ◇中国地方道路写真コンテスト及び

##### 道の駅スタンプラリーの実施

「道の日」中国実行委員会は、中国地方の道路を対象とした「中国地方道路写真コンテスト」と中国地方に七六カ所ある「道の駅」、「サービスエリア」及び「パーキングエリア」を対象とした「道の駅スタンプラリー」を実施しました。

中国地方道路写真コンテストは、昭和六二年度より実施し、今年度で二一回目を迎えました。今回、応募総数一、一三八作品の中より最優秀賞に輝いたのは、鳥取県からご応募いただいた山本清恵さんの作品（写真2）です。撮影場所は鳥取県鳥取市（中国横断自動車道姫路鳥取線の片山トンネル）、お孫さんと一緒に行ったトンネル見学会

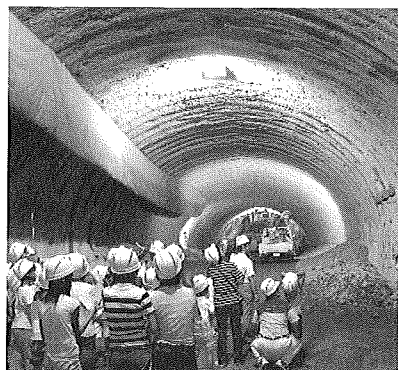


写真2 写真コンテスト最優秀賞に  
選ばれた山本清恵さんの作品

で撮影したもので、「まさか、最優秀賞に選ばれるなんて！」と、すごく喜ばれていました。

道の駅スタンプラリーは、一般の方々に「道の駅」などの施設を、より多く利用していただく機会を道路管理者として何か提供できないかと考え、企画したものです。また、訪れた施設についてご意見をいただくため、アンケートを同時に行い、今後の施設改善に役立てていきます。実施期間は、七月からの三ヶ月間。今年度は、約九、〇〇〇通もの応募がありました。

※：「道の日」中国実行委員会は、国土交通省中国地方整備局・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・広島市・西日本高速道路株式会社中国支社、本州四国連絡高速道路株式会社の九機関で組織



写真3 道路一斉清掃

#### ◇事務所における行事

中国地方整備局管内の各道路関係事務所においても、作文・ポスター事務所長表彰をはじめ、街頭PR活動、現地見学会、道路一斉清掃、地元行事への参加、一日出張所長による道路パトやPR活動、講演会など各種の広報活動を行い、道路愛護精神の啓発と普及を図っています（写真3）。

今後、様々な活動を通じて、道路の役割や重要性について広く国民の皆様の理解が得られるよう努めて参りたいと考えています。

#### 四国地方整備局

平成一九年度

「道路ふれあい月間」・「道の日」の

行事報告

四国地方整備局では、毎年8月の「道路ふれあ

い月間」及び八月一日の「道の日」において、関係機関及び地域の皆様のご協力を得ながら、本局及び道路関係事務所において様々な行事を実施しています。今年実施しました行事のうち、一部をご紹介します。

#### ◇オープニングセレモニーの実施

四国地方整備局では、道路管理者及び占用企業者等がメンバーとなった四国道路ふれあい協議会を設立し、四国の道路利用者及び道路管理者が一体となった「道路ふれあい月間」オープニングセレモニーを毎年四県持ち回りで実施しています。今年八月四日（土）午後一時から、徳島県徳島市で事業中の一般国道一九二号徳島南環状道路「法花トンネル」内で、地元ボランティア・サポート・プログラム団体及び婦人会のスタッフをはじめ、約五〇〇名の参加者で盛大に行われました。

式典は、地元徳島市立八万小学校のプラスバンド部の演奏で始まり、同プラスバンド部代表による「道のメッセージ」、徳島共生塾一歩会の新開理事長による開催地代表挨拶、道路愛護等に功績のあった団体・個人の表彰及び四国の道フォトコンテストの入賞者表彰（写真1）、徳島市出身の浪曲師「天光軒満月」さんの記念講演、徳島県立城北高等学校民芸部による人形浄瑠璃の上演、そしてファイナレは、徳島県らしく阿南市の「こと

ぶき連」による指導で式典参加者も加わり、阿波踊りを踊りました。今年は、普段入ることのできない工事中のトンネル内で開催したこともあり、トンネル工法、道路事業に関する質問などもあり、参加者は興味深そうにトンネル内を見学していました。

#### ◇88クリーンウォーク四国の実施

「88クリーンウォーク四国」実行委員会が主催し、四国地方幹線道路協議会が共催する「88



写真1 道路功労者表彰・フォトコンテスト入賞者表彰



写真2 にぎわいコース（サンポート高松）



クリーンウォーク四国」は、毎年八月八日の早朝に一時間程度歩きながら四国全域の道路を一齐に清掃するもので、今年で五年目となる道路清掃のボランティア活動です（写真2）。今年も八月八日（水）早朝、「2007 88クリーンウォーク四国」を実施しました。当日は、各地とも天候に恵まれ、参加者皆様のご協力により、無事終了することができ、集められたゴミの量は、「にぎわいコース」全体で二七車八台分にもなりました。四国全域での取組みにより、四国の道路の美化、道路愛護精神の向上等道路というものをより身近なものとして認識していただけたものと思います。

なお、今年の参加申込者数は一一、〇〇〇人で内訳は以下のとおりです。

○各県別

- ・徳島県…一、三三七人
  - ・香川県…二、一九八人
  - ・愛媛県…三、七五〇人
  - ・高知県…三、八一五人
- コース別
- ①自由コース…九、二〇三人
  - ②にぎわいコース…一、二二三入
- ・徳島市阿波踊り会館前…一九五人
  - ・高松市サンポート高松…四五七人
  - ・松山市松山中央公園…二四二人
  - ・高知市横堀公園…三一九人

- ③道の駅コース…四八四人
- ④小中学生コース…一〇〇人

◇事務所における主な行事

徳島河川国道事務所では、八月四日（土）に美波町の由岐小学校四～六年生の生徒及びその保護者約二〇名を対象に、道路事業に対する関心と理解を深めて頂くため、「親子見学会」を開催しました。

工事見学は、阿南市で建設が進められている一般国道五五号、地域高規格道路・日和佐道路の貝谷高架橋（仮称）で行い、職員から高架橋の工法など工事概要の説明を受けた後、橋長約六八mの高架橋を渡り、「初めて高架橋の工事現場を見た。完成するのが楽しみ。」と日頃、見るこのない工事現場を

感心しながら見学していました（写真3）。

香川河川国道事務所では、八月一日（金）の「道の日」に香川道路ふれあい協議会主催により、JR高松駅及び琴電瓦町駅で街頭キャンペーンを実施しました。

駅前において、広く一般市民の方を対象に、チラシの配布やマイクによる呼びかけを行うことにより、道路の役割及び重要性を再認識して頂くとともに道路を慈しむ道路愛護思想の普及や正しい道路の利用の啓発などを実施しました。当日は、この活動の前に実施された「高松打ち水大作戦2007」に参加した当事務所の浴衣姿の女性が参加し、キャンペーンに華を添えました（写真4）。

松山河川国道事務所では、八月五日（日）に松山第一及び松山第二国道維持出張所において、



写真3 親子見学会（貝谷高架橋（仮称））



写真4 街頭キャンペーン（JR高松駅）



写真5 オープン出張所（松山第一）

「オープン出張所」を開催しました。

このうち、松山第一国道維持出張所では、公募による小学生六七名とその保護者四三名が参加し、標識車や照明車など、普段あまり目に見えない大きな機械の操作を大勢の小学生が体験しました。また、「子どもパトロール」では道路パトロールカーに乗車し、パトロールカーから出張所にいる子供達と無線交信を行い(写真5)、「国道あれこれ相談室」では大人顔負けの難しい質問を担当者に投げかけていました。さらに、協力業者によるバックホウでの習字、ドリンク注ぎの妙技に驚いた様子で見入るなど、当日は時間を忘れて楽しんでいました。

土佐国道事務所では、従来より「よさこい祭り」の前に、高知道路ふれあい協議会主催による高知市内の道路の一斉清掃を実施してきましたが、今年は、八月八日の「88クリーンウォーク四国」にあわせ、よさこい祭り会場の追手筋をはじめ、一般国道三三号高知駅〜はりまや橋間及び県道高知本山線(中の橋通り)の道路清掃を実施しました(写真6)。

早朝六時から空き缶、ペットボトル、たばこの吸い殻等を拾い、約一時間の清掃を行い、きれいになった道路で「よさこい祭り」の踊り子も気持ちよく踊れたのではないかと思います。

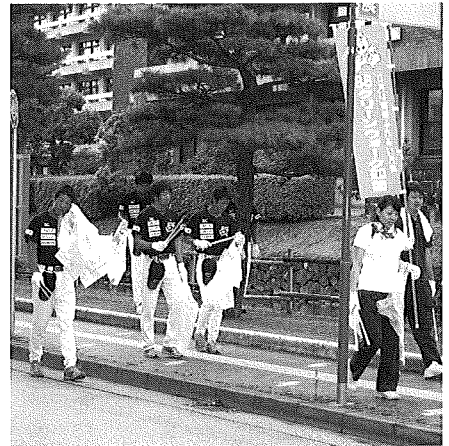


写真6 四国アイランドリーグ・高知ファイティングドッグスの選手も参加した一斉清掃(高知市内)

### ◇最後に

前述以外にも、「道路ふれあい月間」では各事務所でさまざまな行事を実施しておりますが、今後も、広く国民の皆様にも道路の役割、重要性について再認識していただけるよう、また、道路愛護の精神を高めるためにも住民が主体となった取り組みを積極的に行い、「道路ふれあい月間」及び「道の日」の趣旨に沿った行事を展開していきたくと考えています。

### 九州地方整備局

#### 平成一九年度

#### 「道路ふれあい月間」・「道の日」の

#### 行事報告

九州地方整備局では、「道路ふれあい月間」と

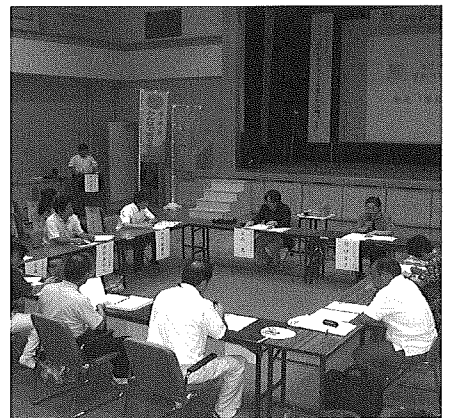


写真1 道守シンポジウム in のべおか

「道の日」の趣旨に沿って、管内の道路関係事務所において、関係機関及び民間団体等の協力を得ながら多彩な行事を実施しましたので、その一部を紹介します。

### ◇「道守シンポジウム in のべおか」

八月一〇日(金)道守みやざき会議主催による「道守シンポジウム」を延岡市内で開催しました。

宮崎県北地域では昔から潜在的な「道守さん」が多数活動されており、今回一五九名の方々が新たに道守会員に入られ、道守みやざき会議北部ブロック(通称「県北みちもり」)を八月一〇日「道の日」に発足し、県北地域で初めてシンポジウムを開催することとなりました(写真1)。

シンポジウムでは、オープニングに地元小学生

の道守体験発表があり、道守九州会議副代表世話人の森将彦氏の基調講演、パネルディスカッション、道守拡大宣言、東国原宮崎県知事からの熱い応援ビデオレターもあり、最後に地元・北川町の方々手作りのお餅で盛大に餅まきを行い、道守みやざき会議のさらなる発展を願いました。

#### ◇「道の日フェスタ2007」

八月五日（日）久留米市西鉄久留米駅東口広場において、「道の日フェスタ2007」を開催しました。当日は、「道をつなぐと人もつながる」LINK THE ROAD」をテーマにオープニングセレモニーの中で、絵画コンクール・フォ



写真2 道路探検隊



写真3 ラジオ公開放送

トコンクルの受賞者及び道路功労者の表彰式やや谷川真理さん（マランランナー・タレント）のトークショー、「仮面ライダー電王」キャラクターショーやクイズ等、様々な催しを行いました。また、絵画コンクルの入選者を対象に道路施設等を見学する「道路探検隊」と称したバスツアーも実施し、参加者は、道路に触れ合い体験することにより、真夏の一日を楽しんでいました（写真2）。

#### ◇事務所でのラジオ公開放送

八月一〇日（金）鹿児島で人気のラジオ番組「城山スズメ」の公開放送を鹿児島国道事務所一階の「みち案内プラザ」で行いました（写真3）。



写真4 地元テレビ局での広報活動

当番組では職員が出演して「道の日」、「道路ふれあい月間」、「道守とボランティア活動」等の紹介を行い、事務所駐車場では「災害対策用建設機械」の展示紹介をラジオ中継しました。

#### ◇地元テレビ局へ職員出演

八月一日（水）、佐賀国道事務所、佐賀県、佐賀県道路公社、佐賀市、西日本高速道路(株)で構成される道路ふれあい月間行事実行委員会の各職員が地元テレビ局へ出演し、八月に取り組むイベントや「道路ふれあい月間」の広報活動を行いました（写真4）。

## ◇絵画コンクール

八月九日（木）、「道」をテーマとした絵画コンクールの表彰式を行いました。

コンクールには宮崎市内小学校から二、九六九点もの応募があり、その作品の中から選ばれた最優秀賞、優秀賞、入選の各作品の受賞者や保護者など約一五〇名が出席し、イオン宮崎ショッピングセンターで行いました。

これらの作品は道路ふれあい月間期間中、イオン宮崎ショッピングセンターやJＲ宮崎駅中央コンコース、宮崎河川国道事務所で展示して、多くの皆さんに見て頂きました（写真5）。

## ◇その他の活動

管内各地において、地域住民参加のもと道路の

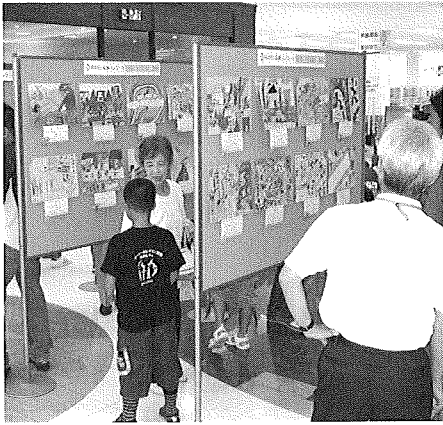


写真5 絵画コンクールの展示会

清掃・美化活動、不法占用取締りなど様々な取り組みを実施しました。

これからも、地域住民の方々に「道路」に関心を持っていただける「道路ふれあい月間」及び「道の日」のイベント行事に取り組んでいきたいと思えます。

## 沖繩総合事務局

### 「道路ふれあい月間」 「道の日」の行事報告

沖縄総合事務局では、当事務局と沖縄県・県内各市町村・西日本高速道路(株)九州支社沖縄管理事務所で、「道路ふれあい月間」沖縄推進協議会を設置し、「道の日」及び「道路ふれあい月間」において様々な行事を行いましたので、その中から主なものを紹介します。

## ◇図画作文コンクール

図画作文を通して、道路の美化・愛護思想の普及を図るため、開催いたしました。二一回目の今年は、県内小・中学生から図画約一、八〇〇点、作文約三五〇点の応募がありました。これだけの応募総数であるうえ、個性的で甲乙つけがたい作品の数々を目の前に、審査員の方々は苦勞されたようです。上位入選者に対しては七月下旬に表彰式



写真1 図画・作文コンクール表彰式

を行い、那覇市及び名護市において展示会を開催しました。

また、作文の部の最優秀作品については、本人の朗読によるラジオ放送を行いました。当コンクールを契機に、公共施設や公共事業の大切さを子供達に感じてもらう良い機会として、益々充実したものとなるよう取り組んでいきたいと考えています（写真1）。

## ◇「道の日」の開催イベント

八月一〇日の「道の日」にちなんで、八月一〇日に那覇市の国際通りにある、那覇市ぶんかテン



写真3 道路パトロール



写真2 道路愛護功労者表彰式

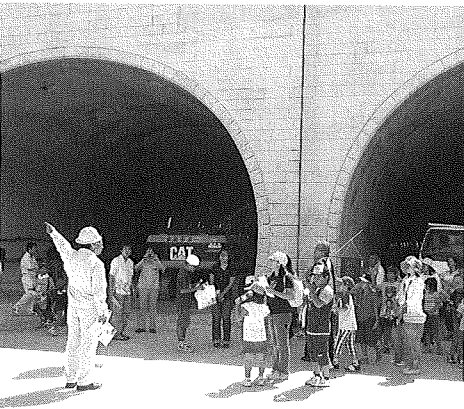


写真4 夏休み親子道路施設見学会

ブス館にて、道路愛護功労者表彰式を行いました。今年度は団体の部において、二団体が国土交通大臣表彰を受賞しました。また、日本道路協会会長表彰二団体、沖縄地方推進協議会会長表彰については、三団体と一個人が表彰されました（写真2）。

また、国道事務所及び県土木事務所においては、県内の小・中学生を対象に「一日道路パトロール」「夏休み親子道路施設見学会」を行いました（写真3・4）。

例年は各道路管理者が、「道路ふれあい月間」期間中に実施日を設定し、関係機関（所轄警察署、地元自治会）などの協力を得て行っている「不法占用物件の一掃」「道路清掃、空き缶回収」等の

道路クリーン運動を、本年は八月二四日に全県内一斉に県内各地で実施し、道路の正しい利用及び道路愛護・美化の啓蒙活動を行いました。

沖縄総合事務局においては、「道路クリーン作戦」と題し、局長を筆頭に局職員が参加し、地元通り会と合同で国道の清掃及び街頭広報を行いました（写真5）。

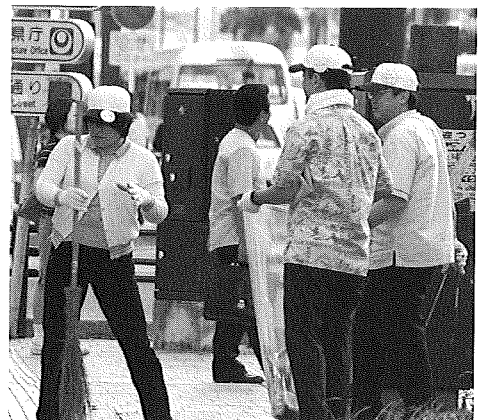


写真5 国道での清掃・広報活動

# 道路外利便施設協定とは？

道路局路政課

今日も路政課はバタバタしています。やっと少し、仕事に慣れてきたシンイチも忙しそうです。

シンイチ

改正道路法が九月二八日に施行されたことで、その問い合わせがたくさん来ているんですよ。

ダイ蔵

へえ、どれどれ。(シンイチの机の上のメモを見て) 本当にたくさん来てるねえ。新しい制度ができたからには多くの人に利用してもらいたいし、質問にはしっかりと答えないとね、シンイチ君。

シンイチ

それはわかっているんですが、なかなか難しいものも多くて。今日は今年三月の道路法(以下、

法)改正で新たに設けられた制度の一つである道路外利便施設協定の制度について細かく教えて頂きたいんですが。

ダイ蔵

法第四十七条の十七、第四十八条の十八、第四十八条の十九がそれぞれについて定めた規定だね。これらの規定が創設されたことにより、道路管理者と道路外利便施設所有者等が協定を締結し、道路と沿道の施設を一体的に管理できるようになったんだね。わからないところを言ってみてよ。

シンイチ

まず、法第四十七条の十七第一項において、道路外利便施設とは、「道路に並木、街灯その他道路の通行者又は利用者の利便の確保に資するものとして政令で定める工作物又は施設を設けることが当該道路の構造又は周辺の土地利用

の状況により困難である場合において、当該道路の通行者又は利用者の利便の確保のため必要があると認めるときは、当該道路の区域外にあるそれらの工作物又は施設」とされています。この協定締結の対象となる施設について、既存の施設に限らず新設する施設でもいいのかという質問が来ているんですが。

ダイ蔵

利便施設協定は、「当該区域外にあるそれらの工作物又は施設」と規定されているように、道路外利便施設及び道路外利便施設所有者等が存在してはじめて成立するものであり、道路外利便施設が設置されていない段階では、利便施設協定はしえないんだ。

ただし、あらかじめ当該道路外利便施設の設置を見越して、道路管理者は、利便施設協定について道路外利便施設所有者と所要の調整を行うこともできます。

ところで復習だけど、どのような工作物又は施設が協定の締結対象となりうるか覚えているかい？

シンイチ

同条において並木、街灯が定められているほか、「その他道路の通行者又は利用者の利便の確保に資するものとして政令で定める工作物又は施設」という政令委任があります。これを受

けて道路法施行令（以下、令）第三十五条の三の各号で次のように規定されています。

一 道路に沿って設けられた通路で、専ら歩行者又は自転車の一般交通の用に供するもの（当該通路に設けられた工作物又は施設のうち、アーケード、雪よけその他これらに類するものとして国土交通省令で定めるものを含む。）

二 道路の通行者又は利用者の一般交通に関する案内を表示する標識

三 自動車駐車場又は自転車駐車場（いずれも道路に接して設けられたものに限る。）

四 道路の歩行者の休憩の用に供するベンチ又はその上屋

五 花壇その他道路の緑化のための施設

六 道路に接して設けられた公衆便所

#### ダイ蔵

完璧だね。このところ毎日政令改正の作業をしていたからか、すっかり頭に入っているようだね。

#### シンイチ

これについても質問があるのですが、例えば、どういう場合の通路が対象となるのですか？

#### ダイ蔵

道路に沿って設けられており、歩行者又は自転車の一般交通の用に供されているものであれば同条第一号の通路として対象となるね。

また、この同号の省令委任を受けて道路法施行規則（以下、規則）第四条の十六において通路に設けられた雨よけが協定の締結対象施設として規定されているね。

それから、法第四十八条の十七第一項各号においては協定において定める内容が規定されているよね。当該協定において、目的となる道路外利便施設、管理の方法、有効期間、違反した場合の措置、掲示方法、その他管理に関し必要な事項のそれぞれを規定しなければならないと定められているんだつたね。また、同条第二項において、協定については道路外利便施設所有者等の全員の合意がなければならないとされていますね。

#### シンイチ

どんどん質問していきますね。法第四十七条の十八第一項、第二項は協定の公告の規定であり、道路管理者は、利便施設協定を定めようとするときは公告をし、公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければならないことを定めています。また、その期間中利害関係人は、道路管理者に意見書を提出できるとしています。

これについてなんですけど、どうしてこのような縦覧の規定があるのですか？

#### ダイ蔵

それは、道路管理者が、協定を締結しようとする相手方が真実の権利者であるかどうか、抵

当権者などの第三者の利益を害さないかどうか等について確認する必要があるからだよ。

ついでに、その条文にある利害関係人とはどのような者を指すのかについても知っておいた方がいいね。この利害関係人とは協定の締結者の他に、名義を詐称された真実の道路外利便施設所有者や抵当権等の担保物権を有する者等を含むものと解されるんだ。

#### シンイチ

なるほど。公告の内容については省令委任されており、規則第四条の十七で利便施設協定の名称、協定利便施設の名称及びその所在地、利便施設協定の有効期間、利便施設協定の縦覧又は利便施設協定の写しの縦覧の場所がその内容として定められていますね。

#### ダイ蔵

法第四十七条の十八第三項は協定の公示の規定であり、その内容について第一項の公告の規定と同様に省令委任されており、同じく規則第四条の十七において規定されているね。

#### シンイチ

この公示の規定は何のためにあるんですか？当然公告とは別の目的があるんですよね。

#### ダイ蔵

法第四十七条の十九において規定されていることなんだけど、この協定の効力は道路外利便

施設協定の公示のあった後において協定利便施設の道路外利便施設所有者等となった者に対しても及ぶものなんだ。そのため、新たに道路外利便施設所有者等となった者にも、容易に協定の内容を知ることができるように公示についての定めがあるのです。

シンイチ

なるほど。協定の効力が次の道路外利便施設所有者等にも及ぶからには、このような規定がないと、協定について知らないまま所有者となってしまう人が出てくるような混乱が生じますね。

次の法第四十七条の第十八第四項は、協定内容の変更の場合について法第四十七条の第十七第二項と法第四十七条の第十八第一項から第三項までの規定を準用するという規定ですね。

ダイ蔵

これは、利便施設協定において定めた事項の変更についても、新たに協定を締結するときと同様に、当該施設所有者等の全員の合意がなくてはならないし、公告や公示の手続きをとらなければならぬことを定めたものだね。

シンイチ

また、先程係長がおっしゃられたように、法第四十七条の十九は、協定締結の公示のあった後に当該施設の所有者が代わっても協定の効力

は承継するという利便施設協定の承継効についての規定ですね。どうしてこのような規定が設けられたのですか？

ダイ蔵

道路外利便施設所有者等は、道路外利便施設は民間の所有に属することから自由に譲渡、処分することができる上、相続、差押等によってその所有者が転々と変わることが予想されます。本来、協定は所有者が変わるたびに締結し直すことが必要なだけけれど、そのようなことは実務的に極めて困難だね。そこで協定効力を承継させることにより協定の効力を継続的に確保し、長期にわたる道路の通行者等への利便性の確保を可能とするためにこの規定が設けられたのですね。

シンイチ

なるほど。今日でかなり道路外利便施設についてはわかった気がします。ダイ蔵係長、ありがとうございます。

ダイ蔵

うん。これからもわからないことがあったらなんでも聞いてくれよ。シンイチ君の理解が進めば進むほど、君のできる仕事が増えて、私の仕事が減るんだから。がんばれよ。

シンイチ

は、はい…。



道路外利便施設のイメージ



## 造成中の道路に設けられた仮歩道において 原動機付自転車が工事用車両に衝突した 事故について道路の管理瑕疵が争われた事例

— 京都府道 原動機付自転車衝突事故損害賠償請求事件 —

道路局道路交通管理課 青柳 敬直

〔地裁判決〕

平成一八年四月二〇日 京都地裁 請求棄却

(確定)

### はつらつ

公の営造物の設置・管理瑕疵の成否を判断するための基準の一つに、予見可能性がある。予見可能性がない事故、つまり公の営造物の管理者において通常予測することのできない行動に起因する事故については、瑕疵がないものと判断される(最高裁昭和五三年(才)第七六号同年七月四日第三小法廷判決・民集三三二巻五号八〇九頁参照)。

今回紹介するのは、予見可能性に関する裁判所の判断の一例である。原動機付自転車が通行を禁止されている仮歩道を通行し、仮歩道に駐車していた工事用車両に衝突して運転者が死亡した事故について、

て、道路の管理瑕疵が争われた事例である。裁判所は、通行を禁止され、また、進入しないようにするための措置を講じていた仮歩道を原動機付自転車が走行することまでは道路管理者が予見できないとして、瑕疵があったとはいえないと判示している。

なお、仮歩道の通行が禁止されていない自転車が同様の事故を起こした場合の予見可能性はどうであったか等、検討の素材としても面白いと考え、紹介する次第である。

### 一 事案の概要

本件は、亡Aが原動機付自転車を運転して、京都府道造成地のうち仮歩道として歩行者等の通行に供されていた部分を走行中、仮歩道を塞ぐようにおいてあった工事用車両を避けようとして転倒し、工事用車両及び中央分離帯緑石に衝突して死

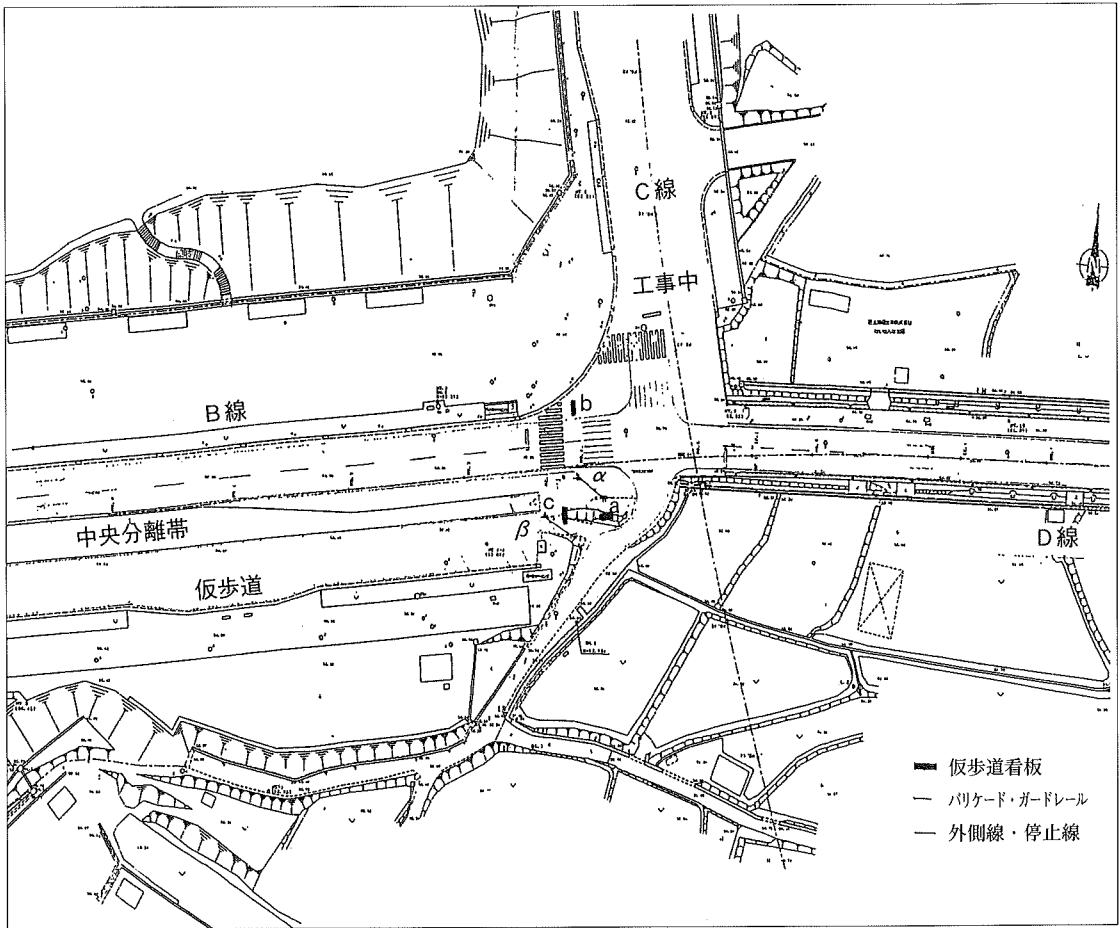
亡したとして、その相続人である原告が、仮歩道の管理者である被告に対して、

- 1 仮歩道が通常有すべき安全性を欠いていて設置又は管理に瑕疵があったと主張して国家賠償法(以下「国賠法」という)二条一項に基づく損害賠償
- 2 被告が工事業者に発注して仮歩道付近で工事を施工するにあたり通行の安全を確保する措置に欠けることがあったと主張して国賠法一条一項に基づく損害賠償

を請求する事案である(工事業者に対しても民法七百九条等に基づく損害賠償を請求しているが、以下省略する)。

### 1 争いのない事実等

- ① 被告は、工事業者に請け負わせて、府道B



別図

線のうちC線との交差点（以下「本件交差点」という）より西側の部分について、北側二車線を東行車線と西行車線の片側一車線の道路として一般交通の用に供しながら、南側部分（南側車線造成地）（以下「本件工事現場」ともいう）を整備する工事（以下「本件工事」という）を行い、南側車線造成地（本件工事現場）の全体を（将来歩道になる部分のみならず車道になる部分も）仮歩道（以下「本件仮歩道」という）として歩行者等（歩行者及び自転車等の軽車両）の通行の用に供していた。

② 次の交通事故（以下「本件事故」という）が発生した。

ア 日時 某日午後九時三〇分ころ

イ 場所 本件工事現場

ウ 態様

亡Aが原動機付自転車を運転し、町道D線を西進し、B線とC線との交差点（本件交差点）の南西角に設けられた入口（以下「東側入口部分」という）から本件仮歩道に進入し、本件仮歩道を東から西に向けて走行していた際、本件事故現場で原動機付自転車ともども転倒滑走して、バックホウのバケット部と地面の隙間に挟まる形で衝突し、即死した（別図参照）。

## 2 争点

1 本件仮歩道が、通常有すべき安全性を欠いていて、その設置又は管理に瑕疵があったといえるか（被告が国賠法二条一項責任を負うか）

2 被告が工事業者に発注して本件仮歩道付近で工事を施工するにあたり、通行の安全を確保する措置に欠けるところがあつたか（被告が国賠法一条一項責任を負うか）

## 3 争点に対する当事者の主張

### (1) 争点1について

#### (原告らの主張)

ア 本件仮歩道は、通常有すべき安全性を欠いていて、その設置又は管理に瑕疵があつた。

イ 被告は、B線造成地という公の营造物の設置・保存をする者として、工事現場であることを明確にし、原動機付自転車の通行を許さないのであれば、工事現場であることだけでなく、通行禁止・進入禁止を明示した上、進入できないように閉鎖し、昼夜を問わず容易に認識できるように照明しておく義務がある。また、仮歩道として昼間のみならず夜間も通行に供用するのであれば、工事現場であることを知らずに迷い込

む可能性がないように、工事現場の仮歩道であることを夜間でも容易に認識できるように明示し、本件工事現場全体が仮歩道であることをふまえ、本件工事現場全体を夜間でも認識できるように照明を設置し、障害物を置かないように設置・保存する義務がある。被告は、上記の義務を怠つたから、国賠法二条一項に基づく損害賠償責任を負う。なお、亡Aは、毎日の通勤では他の道路を通行していたから、本件工事現場の状況を知らなかつた。

#### ウ（道路標識等）被告は、道路上又は道路に

接して工事を行う場合、本件仮歩道が工事現場であることのほか、どの範囲でどのような工事が行われているかを、通行人に事前にかつ容易に、しかも夜間でも認識できるようにするため、道路標識、標示板等に加え、保安灯や点滅式の注意灯を設置しなければならず、また、工事現場入口部分には交通誘導員を配置しなければならなかつた。ところが、本件工事現場の東側入口部分には、「仮歩道」という標示板（以下「本件標示板」という）一個が設置されていただけであり、その記載は、歩行者と自転車のみが通行できるもので原動機付自転車は通行できないことを明記していなかつ

たこと、D線を東から西に向けて走行してくる者にほとんど認識できない方向（北向き）に設置されていたこと、東側入口部分の付近には本件事故当時夜間照明になるような店舗が全くなく夜間真っ暗な状態であつたにもかかわらず、保安灯や点滅式の注意灯が設置されていなかったことにおいて、不十分であつた。さらに、交通誘導員の配置もなかつた。

#### エ（単管バリケード等）本件工事現場は、

その全体を仮歩道として歩行者等の通行の用に供していたため、車両の通行が許された一般道路であるとの外観を呈していた上、本件工事現場の東側入口部分には、移動可能な単管バリケード（以下「単管バリケード」という）が設置され、しかも、歩行者等の通行に支障のないように一定の間隔を空けてあるだけでなく、横に追いやられ東側入口部分が完全に開いた状態であつた。なお、B線のうち道路の用に供していた北側二車線と仮歩道として歩行者等の通行の用に供していた南側車線造成地（本件工事現場）とを区別する部分にあつた大型の反射板（デリニエーター）や視線誘導標は、夜間反射することにより、中央分離帯部分に見えることから、亡Aが仮歩道に迷

い込む要因になった。

(被告の主張)

ア 原告らの主張は争う。本件仮歩道は、通常有すべき安全性を有しており、その設置又は管理に瑕疵があったとはいえない。

イ 被告は、本件仮歩道に工事車両以外の一般車両が誤って進入しないようにするために十分な措置を講じていた。被告は、南側車線造成地(本件工事現場)を仮歩道(本件仮歩道)として歩行者等の通行の用に供するにあたり、中央分離帯、仮設ガードレール及び単管バリケードで、道路として一般交通の用に供していた北側二車線(供用道路)と明確に区画していた。本件工事現場の東側入口部分付近は、路面のセンターライン、側線ライン及び横断歩道等の区画線や道路標示、路側帯の仮設ガードレール、視線誘導標(進行方向に対して左側路側に白色部分を設置)及び道路標識によって、運転者に対する視線誘導が十二分にされていた。東側入口部分は、重さ約二九kgで簡単に移動できない単管バリケードで封鎖するだけでなく、「仮歩道」である旨記載した本件標示板を設置する等の措置を講じていた。なお、本件工事を当時監督していた被告事務所には、単管バリケードが開いた

ままになっていたりとか、あるいは危ないという情報が寄せられたことはなく、一般車両が本件仮歩道を走行しているという報告も受けたことがなく、単管バリケードに關連した事故が発生したことも聞いていない。

ウ 亡Aは、本件仮歩道内に迷い込んだのではなく、意図的に本件仮歩道を原動機付自転車で行したものである。D線を東から西に向けて走行し、本件交差点を直進してそのままB線を西に向けて走行するのであれば、供用されている幅員の広い北側道路を道なりに直進するのが自然であり、東側入口部分から本件仮歩道に進入するには、あえてその方向に進路を変更しなければならぬ(ガードレールを中央分離帯と考えず)。北側道路は片側二車線の反対車線であるのに、その南側車線は、片側一車線の道路ということになり、不自然であるし、片側二車線の反対車線は片側一車線のD線と道なりに連結しているということになり、不自然である(東側入口部分の単管バリケードは通常きちんと閉鎖されていたから、原動機付自転車で行するには、一旦降車して単管バリケードを移動させるか、又は徐行しながらその間隙を通

過する必要がある。仮に、亡Aが誤って本件仮歩道内に迷い込んだとしても、本件事故現場まで約一km弱走行する途中で、車道でないことに気付き、引き返すのが自然であるにもかかわらず、そのまま進行し続けたことに鑑みると、亡Aは、意図的に本件仮歩道を走行していたものと考えられる(本件仮歩道の路面上に区画線や道路標示が全くなく、舗装状態が表層部分と基層部分とで段差があるほか、マンホールとの段差もあり、供用されている北側車線とはその状態及び外観が明らかに相違する。本件仮歩道を東から西に向けて走行すると、仮設ガードレールの裏側を、視線誘導標を右側に見ながら走行することになる。本件事故現場直前の本件仮歩道と京奈和自動車道が交差している場所には、照明がついていてかなり明るかった)。そして、亡AはB線を本件事故現場よりさらに西進したところから居住していた地元住民であり、B線が自宅から最寄り駅までを直線的につなぐ幅員の広い道路であるから、北側道路を毎日(本件事故現場)が仮歩道であることを十分認識していたと推認するのが自然である。

エ 本件標示板は、歩行者や一般車両に対し注意喚起を促すものとして十分である。本件標示板は、D線を東から西に向けて走行してきた車両等に対しても、C線を北から南に向けて走行してきた車両等に対しても、相対する形で見えるように設置されていた。本件標示板自体には保安灯が設置されていないが、夜間に車両を運転する者はライトを灯火することが義務づけられているから、本件標示板が見えにくいとも言えない。本件標示板は、歩行者の便宜を図って設置したものであり、一般車両に対する注意喚起という意味では、単管バリケードによる封鎖がメインであり、本件標示板は、単管バリケードによる進入禁止を補完する二次的な注意標識である。

オ 事故当日も、単管バリケードはきちんと閉鎖された状態であった。単管バリケードは、一般車両が誤って進入することを防止するための遮蔽措置として、常に閉鎖された状態で置かれており、工事車両が本件仮歩道内に進入するため単管バリケードを開けた際は、その都度基に戻して閉鎖措置を講じていた。東側入口部分の単管バリケードの横には、歩行者や自転車が通れる七五cm程度の隙間が常に空いていて、歩行者や

自転車があえて単管バリケードを動かす必要も認められない。なお、仮に、事故発生日の午後五時以降に工事関係者が現場を後にした後に、何者かが単管バリケードを開放したまま放置したとすれば、被告には、かかる単管バリケードを事故発生時点までに遅滞なく原状に復することは不可能であった。

## (2) 争点2について (原告らの主張)

ア 被告は、工事業者に発注して本件仮歩道付近で本件工事を施工するにあたり通行の安全を確保する措置に欠けるところがあった。

イ 被告は、工事業者に対し、第三者が本件工事現場（本件仮歩道）に迷い込むなどして第三者に危害が及ばないように、指導監督する義務がある。被告は、上記義務を怠ったから、国賠法一条一項に基づく損害賠償責任を負う。

ウ 被告は、多数の業者に本件工事を発注しており、しかも、本件工事現場の全体を仮歩道として歩行者等の通行の用に供していたから、①本件仮歩道の入口部分の単管バリケードを適正に管理するとともに、照明設備を設置して明るくし、また、②工事施

工業者に対し、夜間本件仮歩道に工事車両等を放置させないか、又は、仮に夜間本件仮歩道に工事車両等を放置させるなら通行の障害にならないようになるべく中央分離帯から離れた場所に置かせ、かつ、衝突を避けるため工事車両等の存在を示す予告標示板を本件仮歩道の東側入口部分だけでなく、東側入口部分の数10m手前に夜間でも識別できるように設置させ、しかも、工事車両等の周囲に照明設備（保安灯）を設置させ、また、警備員を配置するなど、衝突を防止するための安全対策をとるよう指導し、定期的に報告書を提出させ、さらに、監督者を本件工事現場に常駐させるか、あるいは毎日本件工事現場の状況を見回ることにより、上記のような安全対策が守られるように指導監督する義務を負っていた。被告は、上記義務を怠ったから、国賠法一条一項に基づく損害賠償責任を負う。

## (被告の主張)

ア 否認する。被告は、本件工事を行うにあたって取り組むべき安全配慮義務は尽くしており、また、本件のような事故に関する予見可能性及び回避可能性はいずれもなく、原告らが主張するような各義務を負っ

ていなかった。

イ 被告は、第一次的には、本件工事に関与した業者に対し、「現在、車道の一部を仮歩道として供用しているため、歩行者、自転車等には十分注意し、安全対策を施すこと」と記載した特記仕様書を配布して、工事現場の適切な管理・安全対策を命じ、業者が、施工計画書に「作業後（午後五時以降）は、バリケード・保安灯等（個々の工事現場の状況に応じて必要十分な設備という意味である）を設置し、トラブルのないように注意します」と明記し、現場管理を行う旨宣言することにより、業者に対し注意を喚起し、毎日の安全管理を業者の現場監督者に当たらせ、第二次的には、職員が時折夜間パトロールも含め直接現場に赴き、現場の状況を確認する等して、本件工事現場において事故が生じないように直接間接に指導監督することにより結果回避義務を尽くしてきた。

ウ 本件仮歩道の構造、用途、場所的環境、利用状況、亡Aの意図的な行動等に鑑みると、東側入口部分において、十分な安全配慮義務を尽くしていたから、被告には、原動機付自転車があえて本件仮歩道に進入し勝手に通行することなど予見することがで

きず、本件仮歩道内に標示板等を設置する必要性はなく、本件事故（亡Aの交通ルール不遵守による自損事故）の回避可能性も認められない。

## 二 裁判所の判断

### 1 本件事故現場の状況

前述争いのない事実等、証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

① 被告は、本件事故発生日には、工事業者に請け負わせて、B線について、将来、北側二車線を東行二車線、南側車線造成地（本件工事現場）を西行二車線とする計画の下、北側

二車線を東行車線と西行車線の片側一車線の道路として一般交通の用に供しながら、南側車線造成地（本件工事現場）の整備工事（本件工事）を行っていた。

② 被告は、南側車線造成地（本件工事現場）より西に居住する住民が南側車線造成地（本件工事現場）の北東にある駅等に赴く際の便宜を図るため、南側車線造成地（本件工事現場）が未だ道路として一般交通の用に供されていないにもかかわらず、本件工事現場の全体（将来歩道になる部分のみならず車道になる部分も含めて）を工事用車両とともに、歩行者等（歩行者及び自転車等の軽車両）が

通行することを認めていた。そして、被告は、本件工事現場に通行を認めていない原動機付自転車を含む一般車両が進入しないようにするため、縁石で段差を付けた中央分離帯又は仮設ガードレールを設置して北側二車線と区分し、さらに、工事用車両が出入りする各区分には、移動可能な重さ約二九kgの単管バリケードを設置していた。工事業者は、夜間、本件工事現場に（将来歩道になる部分のみならず車道になる部分にも）工事用車両、工事機材等を置いていた。

③ 東側入口部分の付近の状況は、別紙図面記載のとおりである。B線の本件交差点より西側の部分は、北側二車線が東行車線と西行車線の片側一車線の道路として一般交通の用に供されており、本件交差点より東側の部分のD線も、同様に、東行車線と西行車線の片側一車線の道路として一般交通の用に供されていたから、D線を東から西に向けて走行する車両は、車道中央線と車道外側線（道路標示）に従い、ゆるやかな左カーブを道なりに直進すれば、自然に、前述北側二車線の西行車線（一車線）に入る位置関係にあった。本件交差点の南西の角には横断歩道・駐車禁止・制限速度等を示す道路標識が設置され、北側二車線の南端（D線を東から西に向けて走行す

る車両の運転者からみて左端)が片側一車線の対面通行の道路の左端であることを示していた。北側二車線と本件工事部分とを区切る仮設ガードレールの東端付近には大型の反射板(デリニエーター)が東向きに一機設置され、仮設ガードレールには一定間隔に視線誘導標(反射体の色は左側路側を表す白色である)が設置されていて、夜間、D線を東から西に向けて走行して行く車両の前照灯の照明に反射し、運転者に緩やかな左カーブの左端を知らせる役割を果たしていた。ただし、東側入口部分の付近には、本件交差点の北東角に街灯が一箇所設置されていただけで、他に夜間照明になるような店舗はなく、暗かった。

④ 被告は、本件仮歩道には歩行者等(歩行者及び自転車等の軽車両)だけが進入し通行することができ、原動機付自転車を含む一般車両は進入し通行することができないことを明らかにするため、東側入口部分の付近には三カ所(別図のa、b及びcの各地点)に、「仮歩道」と記載した標示板(本件標示板)を設置していた。a地点の本件標示板は北向きであり、b地点の本件標示板は東向きであり、c地点の本件標示板は西向きであった。夜間照明は設置していなかった。また、被告は、東側入口部分に、移動可能な長さ約二九

kgの単管バリケードを置いていた。単管バリケードを別図のa地点に置くと、その南側の脇に七五cm程度の隙間ができ、歩行者等が通行できるようにになっていた。なお、単管バリケードを別図のb地点に置くと上記隙間が狭くなるなど、置く位置によって隙間の幅は異なる。また、単管バリケードが横に追いやられ東側入口部分が完全に開いた状態であったことを認めるに足りる証拠はない。

⑤ 東側入口部分から本件事故現場までの距離は、約1kmであった。本件仮歩道の路面は、舗装工事を終えた表層の部分と表層の一段階手前の舗装状態の基層の部分とがあつて段差があつた上、車道中央線と車道外側線は未だ引かれていなかった。照明は、京奈和自動車道が南北に本件工事現場の下を横断している箇所を設置されているだけで、他に夜間照明になるような店舗等はなく、暗かった。工事業者は、夜間、東側入口部分から本件事故現場までの本件工事現場(本件仮歩道)に、工事用車両、工事機材等を照明設備・予告標示板を設けることなく、また警備員を配置することなく置いていた。

⑥ 本件事故現場付近の状況  
本件工事現場(本件仮歩道)のうち将来車道になる部分の幅員は約八・三mであり、バ

ックハウ二台(以下「本件二台のバックハウ」という)が、車体をほぼ北に向けバケット部を中央分離帯につけて駐車し、その南側には歩行者等の通行に足る若干の隙間を残し将来車道になる部分のほぼ前面を塞ぐ形となっていた。本件二台のバックハウには、歩行者等に注意を喚起するための照明設備・予告標示板は設けられていなかった。

## 2 被告の工事業者に対する指導の内容・方法

前記認定の事実関係、証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

① 被告は、工事業者に対し、特記仕様書に基づき、本件仮歩道における歩行者等の通行の安全に配慮しつつ工事を施工するように指導した。具体的には、特記仕様書において、「なお、現在、車道の一部を仮歩道として、供用しているため、歩行者自転車等には十分注意し、安全対策を施すこと」と指示していた。被告は、そのほか、工事業者に対し、本件仮歩道における歩行者等の通行の安全を図るための具体的な措置、例えば、工事用車両の駐車方法、照明設備の設置等について、個別具体的な指示は行わず、また、本件工事現場に職員を派遣して、本件仮歩道における歩行者等の通行の安全を図るための措置が取ら

れているかにつき確認したり、工事業者から書面で報告を求めるなどの配慮は行わなかった。

② 被告は、歩行者等（歩行者及び自転車等の軽車両）が通行することを認めている範囲が南側車線造成地（本件工事現場）の全体（将来歩道になる部分のみならず車道になる部分も含めて）であることを明示していなかったため、工事業者は、本件仮歩道の範囲を正しく認識していなかった（工事業者の下請会社は、南側車線造成地「本件工事現場」のうち将来歩道になる部分のみが仮歩道であると誤解していた）。なお、別の下請会社は、地元町から指導監督を受けた元請会社の指示で、「歩行者の通行時には十分注意し、常に二メートルのスペースを仮歩道として空けておく」という配慮をしていた。

### 3 本件事故態様

前述認定の事実関係によれば、亡Aは、本件仮歩道が工事現場であり、未だ道路として一般交通の用に供されておらず、原動機付自転車を含む一般車両の通行が許されていないことを知りながら、本件仮歩道に進入し、通行したものと推認することができる。その理由は次のとおりである。

① 前判示のとおり、東側入口部分の付近の状

況によれば、D線を東から西に向けて走行する車両は、車道中央線と車道外側線に従い、ゆるやかな左カーブを道なりに直進すれば、自然に、北側二車線の西行車線（一車線）に入る位置関係にあった。そして、本件交差点の南西の角には横断歩道・駐車禁止・制限速度等を示す道路標識が設置され、北側二車線の南端（D線を東から西に向けて走行する車両の運転者からみて左端）が片側一車線の対面通行の道路の左端であることを示していた。北側二車線と本件工事部分とを区切る仮設ガードレールの東端付近には大型の反射板が東向きに一機設置され、仮設ガードレールには一定間隔に視線誘導標が設置されていて、夜間、D線を東から西に向けて走行してくる車両の前照灯の照明に反射し、運転者に緩やかな左カーブの左端を知らせる役割を果たしていた。以上によれば、前照灯を付けてD線を東から西に向けて走行してきた車両の運転者には、B線の本件交差点より西側の部分の北側二車線がD線と同様、東行車線と西行車線の片側一車線の道路であることを容易に認識することができたものと認められることができる。なお、原告らは、上記大型の反射板や視線誘導標が夜間反射することにより中央分離帯に見え亡Aが本件工事現場（本件仮歩

道）に迷い込む要因になった旨主張するが、前記認定のD線とB線との位置関係のほか、上記道路標識が片側一車線の対面通行の道路である北側二車線の南端を示していたことを併せ考慮すると、前述大型の反射板や視線誘導標はD線を東から西に向けて走行して行く車両の運転者に緩やかな左カーブの左端を知らせる役割を果たしていたものと認められることができるのであり、原告らの上記主張を採用することはできない。

② 前述認定のとおり、本件交差点の南西の角の横断歩道・駐車禁止・制限速度等を示す道路標識の南側（D線を東から西に向けて走行してきた車両の運転者から見て左側）にあたる東側入口部分には、単管バリケードが置いてあったのであり、置いてあった場所によって隙間の幅は異なるものの、原動機付自転車を運転してその隙間をすり抜ける必要があるから、本件交差点の北東角に街灯が一カ所設置されていただけで、他に夜間照明になるような店舗はなく暗かったこと、東側入口部分の付近に設置されていた三カ所の本件標示板のうち、別図のa地点のものは北向きで見えにくく、b地点のものは東向きであるものの反対車線側であるため見えにくく、c地点のものは西向き（反対向き）で見えなかったこ



と、本件標示板には「仮歩道」という、歩行者だけが通行を許され、原動機付自転車はもとより自転車等の軽車両も通行が許されていないかのようなあいまいな記載だけがされていたこと（道路交通法二条一項二号参照）を勘案しても、通常道路の左端に設置されている道路標識の左側の単管バリケードの間をすり抜けて進入する先にある本件仮歩道が、一般の交通の用に供され、原動機付自転車を含む一般車両が通行する道路ではないことを容易に認識することができたものと考えられる。

③ 前記認定のとおり、東側入口部分から本件事故現場までの距離は、約1kmであるが、本件仮歩道の路面は、舗装工事を終えた表層の部分と表層の一段階手前の舗装状態の基層の部分とがあつて段差があつた上、車道中央線と車道外側線が未だ引かれておらず、また、工事業者が本件仮歩道に工事用車両、工事機材等を置いていたから、照明に乏しく、他に夜間照明になるような店舗等がなく暗かったことを勘案しても、走行中、本件仮歩道が一般の交通の用に供され、原動機付自転車を含む一般車両が通行する道路ではなく、正に工事現場であることを容易に認識できたものと考えられる（それにもかかわらず、亡Aは、

引き返す等の措置を講じていない）。

そして、前記認定の事実及び前記認定の本件事故現場の状況によれば、亡Aは、某日午後九時三〇分ころ、原動機付自転車を運転して、D線を西進し、本件交差点で進路を変え、本件仮歩道が工事現場であり、未だ道路として一般交通の用に供されておらず、原動機付自転車を含む一般車両の通行が許されていないことを知りながら、あえて、南西角に設けられた入口（東側入口部分）から本件仮歩道に進入し、本件仮歩道を東から西に向け本件事故現場付近まで約1km走行した際、本件事故現場に駐車されていた本件二台のバックホウに気付くのが遅れ、急制動の措置を講じる等してこれを回避しようとしたものの間に合わず、原動機付自転車ともども転倒滑走して、バックホウのバケット部と地面の隙間に挟まる形で衝突し、即死したものと推認することができる。

#### 5 争点1・2について

前判示のとおり、被告は、本件工事現場（本件仮歩道）を、縁石で段差を付けた中央分離帯、仮設ガードレール等によって北側二車線と区分した上、亡Aが原動機付自転車を運転して本件仮歩道に進入した東側入口部分については、D線とB線

との位置関係等前記認定の本件交差点付近の状況をふまえ、単管バリケードを設置することによって、夜間、前照灯を付けてD線を東から西に向けて走行してくる車両の運転者に対し、B線の本件交差点より西側の部分の北側二車線がD線と同様、東行車線と西行車線の片側一車線の道路であつて、南側車線造成地（本件工事現場）が道路として一般交通の用に供されてはならないことを明瞭に示していたのであり、そのため、亡Aも、東側入口部分から本件仮歩道に進入した際、本件仮歩道が工事現場であり、未だ道路として一般交通の用に供されておらず、原動機付自転車を含む一般車両の通行が許されていないことを知っていたものと推認することができるのである。

これに対し、原告らは、亡Aが本件仮歩道に迷い込んだことを前提として、被告が国賠法二条一項責任又は同法一条一項責任を負う旨主張するが、前判示のとおり、原告らの主張はその前提を欠くから、採用することができない。

ところで、前記認定のとおり、被告は、現に工事が施工されており、道路として一般交通の用に供されていない南側車線造成地（本件工事現場）について、将来歩道になる部分だけでなく車道になる部分についても仮歩道として歩行者等の通行を認めており、工事用車両が通行し現に工事が行われている場所を歩行者及び自転車等の軽車両が

通行することに伴う危険性をどのように認識し評価していたかは本件全証拠によっても明らかではなく、本件仮歩道において歩行者等の通行の安全を確保するために具体的な措置を講じていたことを認めるに足りる証拠はない。しかしながら、被告は、原動機付自転車を含む一般車両が本件仮歩道に誤って進入し走行することがないようにするための措置は講じていたのであり、本件事故は、被告において通常予測することのできない行動に起因するものであったとすることができるのであるから、この意味において、本件仮歩道が通常有すべき安全性を欠いていて、その設置又は管理に瑕疵があったとはいえないものというべきである。

次に、前判示のとおり、被告は、工事業者に対し、特記仕様書に基づき、本件仮歩道における歩行者等の通行の安全に配慮しつつ工事を施工するように指導しただけで、本件仮歩道における歩行者等の通行の安全を図るための具体的な措置について、個別具体的な指示は行わず、また、本件工事現場に職員を派遣して、本件仮歩道における歩行者等の通行の安全を図るための措置が取られているかにつき確認したり、工事業者から書面で報告を求めるとの配慮は行わなかった。被告が、前述指導にあたり、歩行者等が通行することを認めている範囲を明示していなかったため、工事業

者は、南側車線造成地（本件工事現場）のうち将来歩道になる部分のみが仮歩道であると誤解しており、本件事故が発生した日の夜も、特段の配慮をしないまま、本件工事現場に本件二台のバックホウを駐車していた。工事業者は、夜間、東側入口部分から本件事故現場までの本件工事現場（本件仮歩道）に、工用車両、工事機材等を照明設備・予告標示板を設けることなく、また警備員を配置することなく置いていた。しかしながら、前判示のとおり、被告は、原動機付自転車を含む一般車両が本件仮歩道に誤って進入し走行することがないようにするための措置は講じていたのであり、原動機付自転車を含む一般車両が夜間本件仮歩道に進入し走行することの予見可能性を認めることはできないから、被告が、工事業者に対し、原動機付自転車を含む一般車両が夜間本件仮歩道に進入し走行することを前提にした措置をとることを指導監督する義務を負うものと解することはできない。したがって、争点2に関する原告らの主張は、理由がない。

以上によれば、争点1・2に関する原告らの主張は、採用することができない。



# 震災時に安心して帰宅できる道づくり 「防災セーフティロード」の整備



大阪府東京事務所 松本 次朗

## ◆はじめに

近年、東海・東南海地震をはじめとする大規模地震発生への切迫性が高まるなか、本府では、大阪市周辺で大規模な地震が発生した場合、公共交通機関の混乱などにより、府内では最大約一四二万人の帰宅困難者と約二九三万人の徒歩帰宅者が想定されています。

そこで、大阪市内と郊外部を結ぶ主要な幹線道路を「防災セーフティロード」として位置づけ、災害に強い道路空間の整備に取り組んでおります。

## ◆「防災セーフティロード」とは

「防災セーフティロード」は、道路上の交通島や沿道の立地企

業から提供を受けた空間、また、防災協定を締結したコンビニエ

ンスストア等の付近において、

災害用トイレ、雨水貯留型緑化

工法の採用、レスキューベンチ、

LED道路照明、蓄光式標識・

ライン等の整備を行うことで、

災害時における徒歩帰宅者の安全な誘導を可能とし、また、被災直後の自主的な防災活動にも

資するよう、全国的にも先導的な取組みとして事業化に努めているところと

## ◆「防災セーフティロード」の整備イメージについて

防災セーフティロードの整備

イメージについて、以下に紹介します。

## 【施設概要】(次頁図1・2参照)

### ① 雨水貯留型緑化工法

植樹帯の中に雨水貯留タンクを設置し、災害時のトイレの流水や手洗水として活用。

### ② 災害用マンホールトイレ

マンホール内に TENT や便器、トイレトペーパーを備え、災害時の仮設トイレとして利用。

### ③ LED 道路照明

ソーラー式は、災害時の停電でも使用可能。

### ④ レスキューベンチ

道路の通行確保や倒壊家屋の撤去に使用できる道具類や人命救助活動用の担架などを収納。

### ⑥⑦ 蓄光式標識・ライン

道路標識や誘導ラインも畜光材を使用し、暗い時間帯や場所でも、車両や歩行者を安全に誘導。

## ◆取組みの現状及び

期待される効果等について  
現在、前述の施設のうち、平成一八年度に二路線で「LED 道路照明」の整備をモデル事業として展開し、これまで複数の自治体等の方々から視察いただき、一九年度以降も引き続き六路線で整備を進めることとしております。

LED 道路照明は、防災面に加え、ナトリウム灯などの従来の照明に比べて、省電力・長寿命といった特徴があり、維持管理コストや環境への配慮といった面で大きなメリットがあるものと期待されます。

さらに、一部を青色にすることで精神を落ち着かせる効果が見込まれることから、犯罪抑止

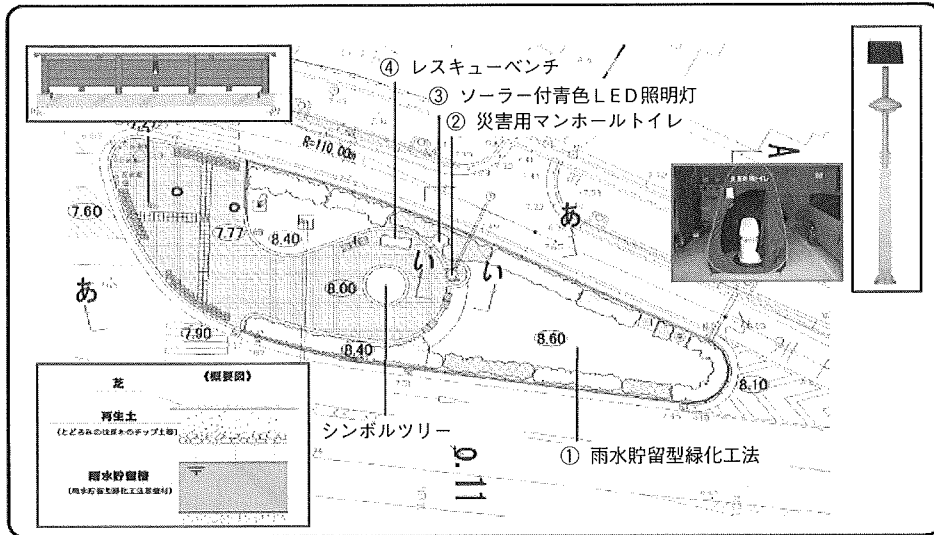
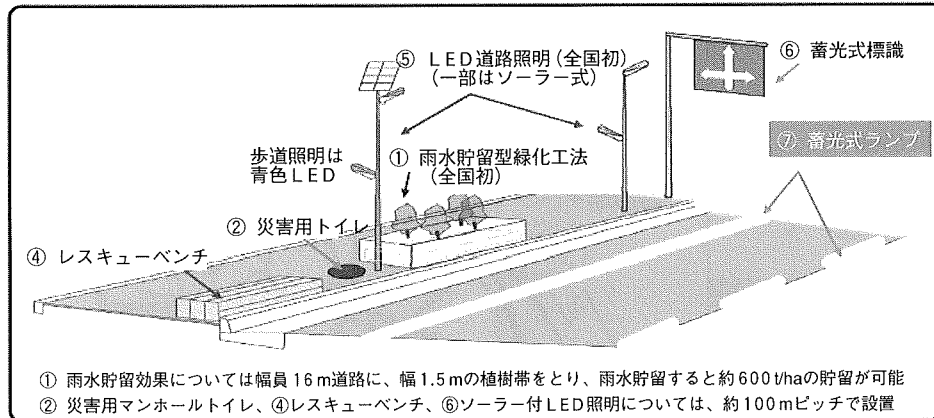


図1 エリア整備 (未利用地・交通島・企業提供地などにおける整備)



- ① 雨水貯留効果については幅員16m道路に、幅1.5mの植樹帯をとり、雨水貯留すると約600t/haの貯留が可能
- ② 災害用マンホールトイレ、④レスキューベンチ、⑥ソーラー付LED照明については、約100mピッチで設置

図2 ライン整備  
(防災協定を締結したコンビニエンスストア付近やバス停などを中心に整備)

や事故防止対策としても期待できるものと考えております。  
現在、一部の施設については  
特許出願中のものもあり、今後  
とも様々なアイデアを駆使しながら、安全で安心できる道路空間  
の整備を進めていこうと考えております。

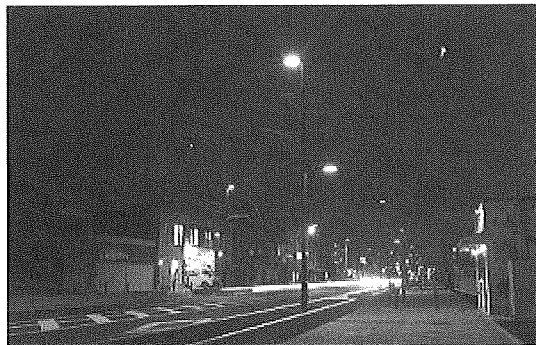
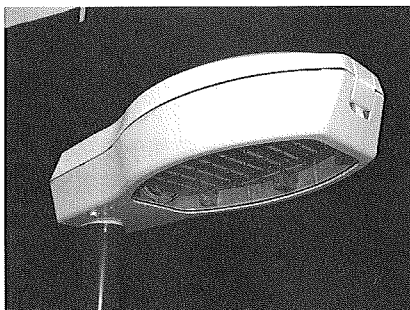


写真 LED道路照明設置状況 (写真左はLED道路照明 (灯器))



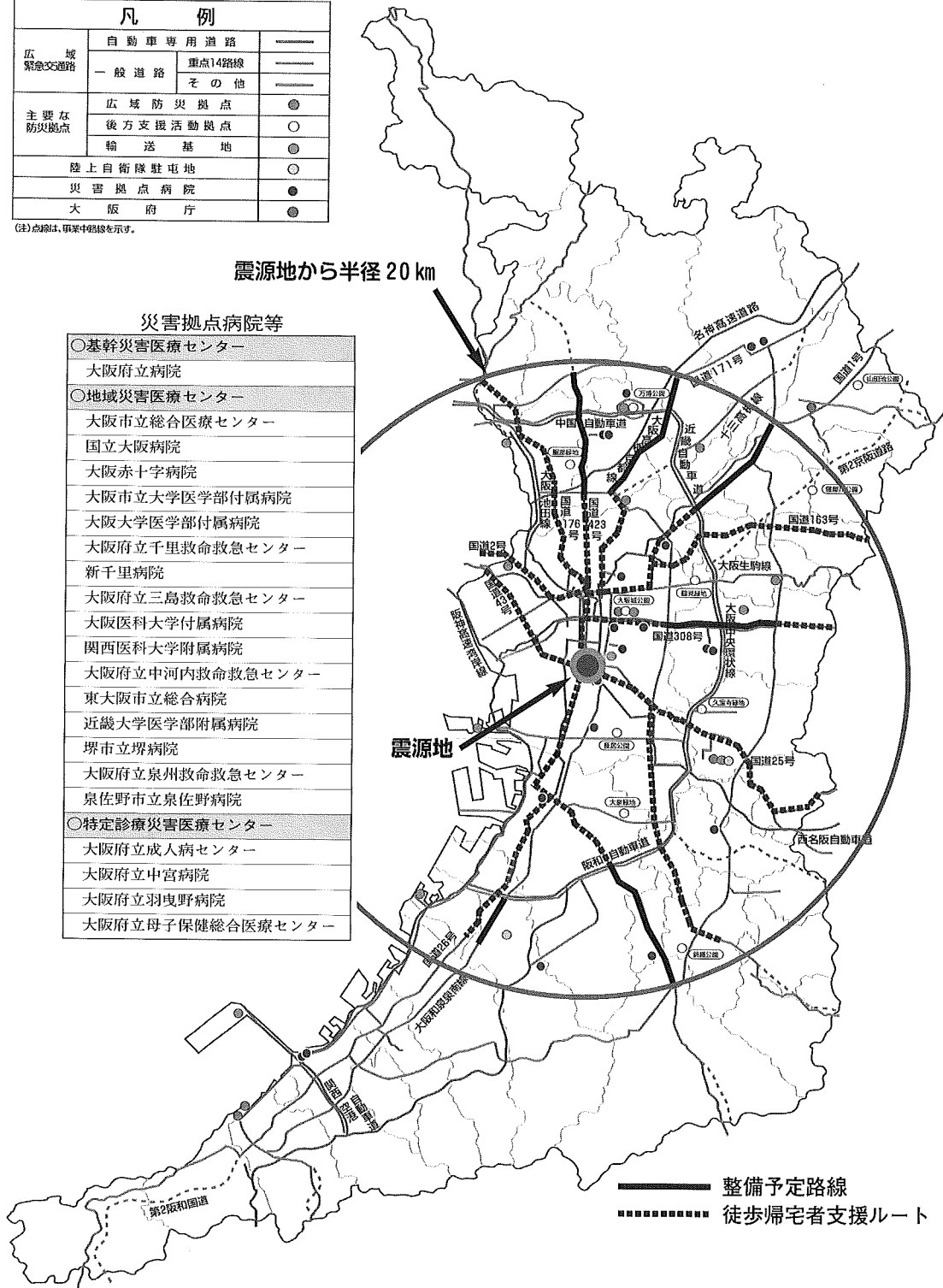
凡 例		
広域緊急交通路	自動車専用道路	———
	一般道路	重点14路線 その他
主要な防災拠点	広域防災拠点	●
	後方支援活動拠点	○
	輸送基地	◎
陸上自衛隊駐屯地		○
災害拠点病院		◎
大阪府庁		◎

(注)点線は、事業中路線を示す。

震源地から半径 20 km

災害拠点病院等

○基幹災害医療センター
大阪府立病院
○地域災害医療センター
大阪市立総合医療センター
国立大阪病院
大阪赤十字病院
大阪市立大学医学部付属病院
大阪大学医学部付属病院
大阪府立千里救命救急センター
新千里病院
大阪府立三島救命救急センター
大阪医科大学付属病院
関西医科大学付属病院
大阪府立中河内救命救急センター
東大阪市立総合病院
近畿大学医学部附属病院
堺市立堺病院
大阪府立泉州救命救急センター
泉佐野市立泉佐野病院
○特定診療災害医療センター
大阪府立成人病センター
大阪府立中宮病院
大阪府立羽曳野病院
大阪府立母子保健総合医療センター



(参考)「防災セーフティロード」実施計画図(案)

# 東広島・呉自動車道の思い出



広島県東京事務所 田口 康典

方のチェックを受けて決められた棚へ成果品を運び込んだことを覚えていきます。

## ◆二度目の出会い

その後は、公社の新しい仕事である「安芸府中有料道路（現在の広島高速一号线）の拡幅（四車線化）工事の有料道路許可申請や工事担当で二年間を過ぎた後、今度は東広島土木建築事務所という地方機関へ異動となりましたが、そこで再び、「東広島・呉自動車道」と出会ったのでした。

私は、馬木ICと接続する主要地方道馬木八本松線、東広島JCT（仮称）と接続する主要地方道東広島本郷忠海線の担当として、再び広島国道事務所（広島）へ協議をさせていただきましたこととなりました。広島担当の方は私たち県の職員に対して非常に親切で、かつ、業務に對しては構造計算書や図面に誤りはないかと熱心にチェックを

## ◆はじめに

本年度とんび会の道路局担当副会長を務めさせていただいております広島県東京事務所の田口と申します。私は広島県職員に採用されて今年で一九年目になります。仕事で何度も関係のあった「東広島・呉自動車道」が一月三日に部分開通することとなりましたので、この思い出について幾つか話をさせていただきます。と思います。

## ◆東広島・呉自動車道とは？

東広島市と呉市の間の慢性的な交通混雑を緩和するために、高規格幹線道路「東広島・呉自動車道」は一般国道三七五号自動車専用道路として、昭和六二

年に計画決定されました。その後、平成二年の有料道路を想定

した都市計画決定を経て、翌三年から県により事業化され道路公社が事業を受託していたのですが、平成五年から国の直轄代行事業となり最終には無料の自動車専用道路として整備が進められ今日に至っています。

## ◆初めての出会い

私は平成元年から四年間、三原土木建築事務所という県の地方機関で道路や河川、砂防や海岸などの事業を担当しました。そして、初めての人事異動で、当時この「東広島・呉自動車道」建設事業の調査設計に携わっていた広島県道路公社に勤務する

こととなったのです。

ただ、先程も述べたように、私が道路公社へ赴任した四月末をもって事業が国の直轄代行となったため、私の道路公社での最初の仕事は、これまで調査・測量・設計等を行った膨大な数の業務委託成果品を広島国道工事事務所（当時）へ引き継ぐことでした。先輩方は、国へ引き継ぐ成果品の内容についての最終確認をコンサルタント業者の皆さんと夜遅くまで協議していましたが、私はその脇で図書の冊数や図面の枚数を目録と照合する作業を毎日行い、三週間か

かって引継書類一覧表を作成し、公用車で広島国道工事事務所の倉庫へ運び、そこで担当の

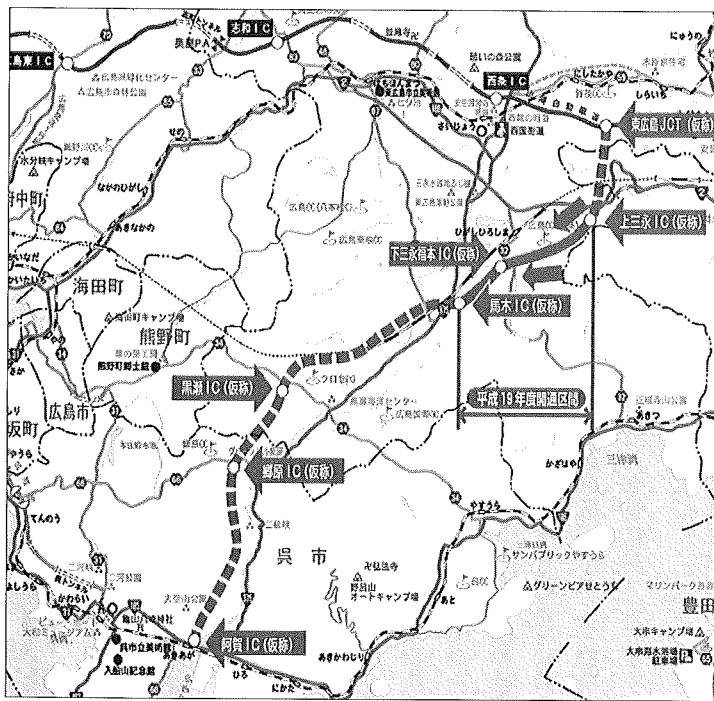


図 東広島・呉自動車道路線図 (広島国道事務所ホームページより)

行う姿を見て、一技師として大変感心したことを覚えてい

◆三度目の出会い

東広島土木建築事務所に三年間勤務した後、二年間ほど土木

を離れ、戻ってきた道路企画室で「東広島・呉自動車道」と三度目の再会をしたのでした。その時の状況は、東広島JCT (仮称) 付近の地元交渉が難航していたため山陽自動車道への接続こそ遅れるものの、他の工

区は順調に進んでおり、概ね五年後には開通できる見込みが立っていたことを覚えてい

有料道路として計画され、紆余曲折を経て無料の自動車専用道路として部分開通する

「東広島・呉自動車道」。国の皆様のこれまでのご尽力に感謝するとともに、我々地元がこの道路を地域活性化のために如何にして利用するかが私たちに与えられた課題であると思っております。

◆終わりに

私がこの「道路行政セミナー」という雑誌の存在を知ったのは、道路公社時代に有料道路に携わったからでした。有料道路制度に素人であった私は、職場の本棚の片隅においてあった「道路整備特別措置法の逐条解説」という「道路行政セミナー」



写真 下三永福本IC (広島国道事務所ホームページより)

のコピーを何度も読み返したものです。

皆さんも道路の法律などで疑問点等があれば、過去の「道路行政セミナー」のバックナンバーを調べてはいかがですか？

えっ、無いって!?

これから道路行政の仕事に携わる将来の道路管理者のためにも、バックナンバーを含めて職場に一冊、「道路行政セミナー」を備えてくださいな。